

障がい者（児）福祉の案内



広陵町

しおりをご覧になる前に

- この案内は、広陵町にお住まいの、身体障がい者・児、知的障がい者・児及び精神障がい者・児の皆さまに、各種福祉制度やその窓口についての手引きとなるよう作成しました。
- 記載内容はあくまで概要です。今後、制度に内容等が変更される場合もありますので、制度を利用する際は必ず事前に詳細について担当窓口へお問い合わせください。
- 障がい福祉に関するすべての制度等がこの案内に記載されているわけではありません。

本誌における「障がい」の表記について

本誌では、「害」という漢字が与える印象と、障がい者ご自身の心中に配慮して、「害」という文字を「がい」とひらがな表記しています。

法令用語や固有名詞等は、文字を変更することにより本来示すべき対象が特定できなくなる恐れもありますが、文中に「障害」と「障がい」が混在し混乱を引き起こすことを避けるために、法令名、法令用語、国の指針等、固有名詞も含めて「障がい」と表記しています。

目 次

1	マイナンバーについて	1
2	相談窓口	2
3	手帳	6
4	医療	10
5	介護・訓練	17
6	補装具・日常生活用具・住宅改修	26
7	手当	31
8	年金	33
9	税金(控除等)	35
10	公共料金	40
11	意思の疎通が困難な方のためのコミュニケーション支援	44
12	社会参加・サービス	46
13	貸付	53
14	その他	54

Ⅰ 諸制度一覽表

制度名	医療						介護・訓練	補装具・日常生活用具・住宅改修			手当				年金	税金													
	心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者老人等医療費助成	一般・後期高齢者精神障がい者医療費助成	精神通院精神障がい者医療費助成	後期高齢者医療費助成	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（精神通院医療）	移動中一時支援助業	訪問介護	補装具の購入	日常生活用具の購入	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成	住宅改修	障がい福祉手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障がい福祉手当	障がい基礎給付金	特別障害給付金	所得制限	自動車税・軽自動車税・自動車取得税減免	預貯金・非課税（マル優・特別マル優）	事業税	障がい者控除	パリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額		
掲載ページ	10	10	11	12	13	13	13	14	24	24	25	26	27	28	29	30	31	31	32	32	32	33	34	35	36	39	39	39	
身体障がい者手帳	視覚	1級	○	○		○	△	△		○	○					○	○	○	△	△	め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	○	○		
		2級	○	○		○	△	△		○	○					○	△	△	△	△	△	め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	○	○	
		3級				○	△	△		○	○	△				○		△				め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	△	○	
		4級					△	△		○	○	△				△							め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	△	○
		5級					△	△		○	○	△				△							め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	○	○
		6級					△	△		○	○	△				△							め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	○	○
	聴覚	2級	○	○		○	△	△		○	○					○	△	○	△	△	△	め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	○	○	
		3級				○	△	△		○	○					○		○				め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	○	○	
		4級					△	△		○	○					△						め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	○	○	
		6級					△	△		○	○					△						め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	○	○	
		平衡機能	3級				○				○						○		○				め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	○	○
			5級								○						△						め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	○	○
	音声・言語・そしゃく	3級				○	△	△		○						○		○				め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	△	○	○	○	
		4級					△	△	△		○					△						め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	○	○	○	
	肢体不自由	1級	○	○		○	△	△		△	○	△	○	○		○	○	○	○	△	△	め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	△	○	○	
		2級	○	○			△	△	△		△	○	△	○		○	○	△	○	△	△	め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	△	○	○	
		3級					△	△	△		△	○	○	○		○	○					め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	△	△	○	○	
		4級					△	△	△		○	○	○	○		△						め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	△	△	○	○	
		5級						△	△		○	○	○	○		△						め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	△	△	○	○	
		6級						△	△		○	○	○	○		△						め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	△	△	○	○	
内部障がい	1級	○	○		○	△	△		○						○	○	△	△	△	△	め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	△	○	○		
	2級	○	○		○	△	△		○						○	○	△	△			め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	△	○	○		
	3級				○	△	△		○						○		△	△			め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	△	○	○		
	4級					△	△	△		○					△						め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	△	○	○		
<療育手帳>知的障がい	A1・A2	○	○		○				○	○					○	△	○	△	△	△	め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	△	○	○		
	B1・B2								○	○					△						め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	△	○	○		
精神障がい者保健福祉手帳	1級		○		○			△	○	○					○	△	△	△	△	△	め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	△	△	○	○		
	2級		○		○			△	○	○					○						め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	△	○	○		
	3級			○				△	○						△						め	年金の支給対象となる障がいの程度は国民年金法・厚生年金法等で別に定	○	○	△	○	○		
所得制限				○		○	○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○							
年齢制限	○	○			○	○	○				○	△		○	○	○	△	○	○	○	○	○			○				

【注意事項】

各手当、年金等については、原則として手帳等級ではなく診断書により認定をするものです。
 この一覧表は、各手当、年金等の認定基準を手帳等級に当てはめた場合のおおむねの目安であり、○印が付されていても対象とならない、あるいは○・△印が付されていなくても対象となる場合があります。

(○印・・・おおむね全部が該当、△印・・・一部が該当)

公共料金など										社会参加										貸付			
鉄	奈	広	タ	タ	航	有	N	携	電	点	駐	奈	自	自	補	福	理	布	心	青	町	県	生
道	良	陵	ク	ク	空	料	H	帯	話	字	車	良	動	動	助	社	美	身	身	い	鳥	営	活
の	内	元	ク	ク	運	道	K	電	番	郵	禁	県	車	車	犬	車	両	丸	障	鳥	郵	住	福
割	の	号	シ	シ	運	路	放	話	号	便	止	お	免	免	の	・	容	が	が	便	住	宅	社
割	割	(ー	ー	本	一	送	の	の	物	規	も	許	改	の	車	洗	い	は	住	宅	の	
割	の	コ	基	基	賃	般	受	障	の	な	制	い	取	造	介	サ	い	者	が	宅	の	資	
の	割	ミ	料	料	の	自	信	が	無	ど	の	り	得	費	護	ー	扶	養	の	の	入	金	
の	の	ュ	金	金	の	動	料	い	料	の	指	費	費	の	ベ	サ	共	の	無	の	入	の	
の	の	ニ	の	の	割	車	の	無	無	者	定	の	の	と	ッ	ー	済	償	入	居	の	優	
の	の	ス	の	の	助	道	減	料	案	割	車	度	成	成	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	バ	の	の	割	通	割	者	扱	案	標	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	行	の	者	扱	案	章	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制	配	入	優	貸	
の	の	ス	の	の	割	料	減	者	扱	案	の	成	成	業	の	の	ビ	制					

1 マイナンバーについて

各種申請にマイナンバーが必要になりました。

マイナンバーが必要な手続(下記参照)には、マイナンバーの確認と本人確認が義務付けられています。お手続の際には、各ページでご案内している必要書類のほかにマイナンバー関連書類もお持ちください。

【マイナンバーが必要な手続】

身体障がい者手帳	移動支援
療育手帳	日中一時支援
精神障がい者保健福祉手帳	訪問入浴サービス
心身障がい者医療費助成制度	地域活動支援センター
重度心身障がい老人等医療費助成制度	補装具
自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院)	日常生活用具
障がい福祉サービス	住宅改修
障がい児通所支援	特別障がい者手当
高額障がい福祉サービス等給付費	障がい児福祉手当
高額障がい児通所給付費	身体障がい者用自動車改造

【ご本人が申請する場合】

- ① 「個人番号カード」
 - ② 「通知カード」又は「個人番号の記載された住民票の写し」
写真付きの身分証明書(※)
 - ③ 「通知カード」又は「個人番号の記載された住民票の写し」
写真つきでない身分証明書2点(例:「保険証」+「年金手帳」など)
- ①②③のいずれか

【代理人が申請する場合】

- ④ 「委任状」(法定代理人の場合は、「戸籍謄本」・「登記事項証明書」)
+
「代理人の身分証明書」
写真付きの身分証明書(※)
写真つきでない身分証明書2点(例:「保険証」+「年金手帳」など)
+
「本人の番号確認書類」
「個人番号カード」又はその写し
「通知カード」又はその写し
「個人番号の記載された住民票の写し」

※ 写真つき身分証明書

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書など

2 相談窓口

(1) 広陵町役場 けんこう福祉部 社会福祉課

障がい福祉に関する各種申請や相談の窓口です。

〒635-0821 広陵町大字笠161番地2(広陵町総合保健福祉会館さわやかホール内)

【TEL】0745-55-6771(直通) 【FAX】0745-54-5324

(2) 広陵町障がい者虐待防止センター

※曜日及び時間によって問い合わせ先が異なります。

<月～金曜日> 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日及び年末年始を除く。)

〒635-0821 広陵町大字笠161番地2(広陵町総合保健福祉会館さわやかホール内 社会福祉課)

【TEL】0745-55-6771(直通) 【FAX】0745-54-5324

<土曜日・日曜日・祝日・年末年始及び夜間>

〒635-0835 広陵町大字南郷583番地1(広陵町役場)

【TEL】0745-55-1001 【FAX】0745-55-1009

(3) 奈良県障がい者権利擁護センター

障がいのある人に対する差別をなくすため、みなさんが相談できる窓口です。

<月～金曜日> 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日及び年末年始を除く。)

【TEL】0742-27-8516(専用回線)

※お急ぎの場合は、上記時間以外でも 0742-22-1001(県庁夜間休日代表電話)にご連絡ください。

※夜間・休日の場合は、折り返し、障がい福祉課から通報者にご連絡いたします。

【FAX】0742-22-1814(奈良県障がい福祉課)

【電子メール】syogai@office.pref.nara.lg.jp

(4) 奈良県障がい者相談窓口

県では、平成28年4月1日より、障がいを理由とする差別に関する相談窓口を開設しています。

相談員が公平中立な立場からご相談に応じます。一人で悩まず、安心してご相談ください。

<月～金曜日> 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日及び年末年始を除く。)

【TEL】0742-27-8088(※FAX兼用)

【電子メール】syogai@office.pref.nara.lg.jp

(5) 相談支援センター どんぐり

身体障がいについての相談窓口です。町が相談業務を委託しています。

〒639-0265 香芝市上中1263-26

【TEL】0745-78-5543 【FAX】0745-78-6182

(6) 社会福祉法人 青垣園

知的障がいについての相談窓口です。町が相談業務を委託しています。

〒635-0004 大和高田市藤森86番地2

【TEL】0745-53-2525 【FAX】0745-22-2820

(7) 生活支援センター なっつ

精神的な障がいについての相談窓口です。町が相談業務を委託しています。
〒635-0093 大和高田市磯野北町1-2
【TEL】0745-23-7214 【FAX】0745-23-8082

(8) 相談支援センターふわら

発達に課題を抱える子どもとその保護者を対象とした相談窓口です。町が相談業務を委託しています。
〒635-0814 広陵町大字南郷225番地1
【TEL】070-2329-3712 【FAX】0745-55-3395

(9) 奈良県身体障がい者更生相談所 知的障がい者更生相談所

18歳以上の身体・知的障がいのある方への専門的相談、医学的判定等を行います。また療育手帳の判定も行っています。
〒636-0393 磯城郡田原本町大字多722(奈良県総合リハビリテーションセンター内)
【TEL】0744-32-0210 【FAX】0744-32-0650

(10) 奈良県精神保健福祉センター

こころの健康づくりや精神障がい者の社会参加の促進等、様々な事業や相談を行っています。精神障がい者保健福祉手帳の交付や自立支援医療(精神通院)の判定、交付を行います。
〒633-0062 桜井市粟殿1000
【TEL】0744-47-2251 【FAX】0744-42-1603

(11) 奈良県高次脳機能障がい支援センター

外傷性脳損傷や脳血管障がいなどの後遺症で日常生活に支障をもたらす高次脳機能障がいについての相談を行っています
〒636-0393 磯城郡田原本町大字多722(奈良県総合リハビリテーションセンター内)
【TEL】0744-32-0205 【FAX】0744-32-0334

(12) 奈良県中和保健所

精神保健など保健福祉の相談や難病患者への支援を行います。
〒634-8507 橿原市常盤町605番地の5(橿原市総合庁舎内 旧県立耳成高校)
【TEL】0744-48-3038(精神保健係) 【FAX】0744-47-2315(健康・保険関係)

(13) 高田こども家庭相談センター

18歳未満の児童に関して様々な問題や心配事についての相談業務を行っています。18歳未満の方の療育手帳の判定も行っています。
〒635-0095 大和高田市大中17-6
【TEL】0745-22-6079 【FAX】0745-23-5527

(14) ハローワーク大和高田(大和高田公共職業安定所)

職業に関するあらゆる相談を行います。障がいのある方の職業に関する相談や職業訓練も実施しています。

〒635-8585 大和高田市池田574-6
【TEL】0745-52-5801 【FAX】0745-53-4181

(15) なら中和障がい者就業・生活支援センター(ブリッジ)

就業を希望する障がいのある方に対し、就業のための支援を行います。

〒634-0812 橿原市今井町2-9-19 今井長屋1
【TEL】0744-23-7176 【FAX】0744-23-7176

(16) 奈良県障がい者110番ホットラインほほえみ

一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会が障がいのある方やその家族を対象に様々な相談に応じています。

<電話及び面接相談>

月～金曜日 午前10時～午後3時

〒634-0061 橿原市大久保町320-11(奈良県社会福祉総合センター内)
【TEL】0744-29-0159

(17) 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

町の委託を受けた相談員が障がいのある方やその家族からの相談に応じ、関係機関との連携を行います。

※身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の連絡先は、社会福祉課にお問い合わせください。

【TEL】0745-55-6771 【FAX】0745-54-5324

(18) 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、関係行政機関との協力のもとに社会福祉の増進に努めています。

※地域の民生委員・児童委員に関しては、社会福祉課へお問い合わせください。

【TEL】0745-55-6771 【FAX】0745-54-5324

(19) 広陵町社会福祉協議会

福祉に関する様々な相談への対応、日常生活自立支援事業、ボランティアの登録・紹介・仲介などの各種福祉サービス事業を実施しています。

〒635-0821 広陵町大字笠161番地2(広陵町総合保健福祉会館さわやかホール内)
【TEL】0745-55-8300 【FAX】0745-55-6585

(20) 成年後見制度の利用相談・手続案内

成年後見人制度は、知的障がい者精神障がい者、認知症の高齢者等で判断能力が不自由な方の財産管理などを家庭裁判所によって選任された成年後見人等が行い、本人を保護・支援します。

●利用相談

名称	所在地	連絡先
奈良弁護士会	〒630-8237 奈良市中筋町22-1	【TEL】0742-22-2035 【FAX】0742-23-8319
公益社団法人 成年後見センター・リーガル サポート奈良支部	〒630-8325 奈良市西木辻町320-5 (奈良県司法書士会館内)	【TEL】0742-22-6707 【FAX】0742-22-6678

●手続案内

名称	所在地	連絡先
奈良地方裁判所 葛城支部葛城簡易裁判所	〒635-8502 大和高田市大字大中101-4	【TEL】0745-53-1774

(21) 奈良県発達障がい支援センター「でいあー」

発達障がいのある方、そのご家族、関係機関からの相談を受け、地域で安心して生活できるように支援を行います。※来所相談は要予約。

〒636-0393 磯城郡田原本町大字多722 (奈良県障がい者総合支援センター内)
【TEL】0744-32-8760 【FAX】0744-32-8761

(22) 奈良県重症心身障がい児・者支援センター

重症心身障がい児者、医療的ケア児、そのご家族、関係機関からの相談に応じ、地域で安心して生活できるように支援を行います。※来所相談は要予約。

<月～金曜日> 午前9時～午後5時 (土日祝日及び年末年始を除く。)
〒636-0393 磯城郡田原本町大字多722 (奈良県障がい者総合支援センター内)
【TEL】080-7042-9539 【電子メール】nara.jushin.c@gmail.com

3 手帳

障がい者手帳は、障がいのある方を支援するためのものです。手帳を取得することで、障がいの部位や重さを明確にし、スムーズに支援を受けられるようになります。

手帳は障がいによって身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の3種類あります。

(1) 身体障がい者手帳

【窓口】社会福祉課

身体に障がいのある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。

認定されると、県から手帳が交付されます。申請・受取の窓口は社会福祉課です。

身体障がい者手帳そのものには有効期限はありません。(有期認定された場合は手続が必要です。手帳に基づくサービスには有効期限が定められたものがあります。)

●対象となる障がいとその等級など

- ①視覚 ②聴覚 ③平衡機能 ④音声・言語・そしゃく機能 ⑤肢体不自由(上肢、下肢、体幹、脳原性)
- ⑥心臓 ⑦じん臓 ⑧呼吸器 ⑨ぼうこう又は直腸 ⑩小腸 ⑪免疫機能(ヒト免疫不全ウイルスによる)
- ⑫肝臓

障がいの程度により、1～6級までに区分されます。(障がい重い程小さい数字)

●申請に必要なもの

申請内容	必要なもの				
	申請書	診断書	顔写真	既存の手帳	マイナンバー関連
新規交付	○	○	○	—	○
再交付(等級変更)	○	○	○	○	○
再交付(障がい名追加)	○	○	○	○	○
再交付(紛失)	○	—	○	—	○
再交付(破損)	○	—	○	○	○
町内での住所変更	○	—	—	○	○
死亡	○	—	—	○	○

※転入、転出、氏名変更等は社会福祉課にお問い合わせください。手続されないと福祉サービスに支障がでる場合があります。

※死亡された場合は、必ず手帳の返還をお願いします。

①診断書

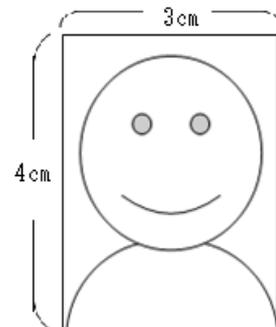
指定医が作成した身体障がい者診断書(申請日から6か月以内です。)

診断書の様式は社会福祉課にあります。奈良県ホームページからダウンロードもできます。指定医師については直接医療機関に問い合わせるか、社会福祉課にご確認ください。

②顔写真 ※身体・療育・精神障がい者手帳共通

- ・ たて4cm×よこ3cm
- ・ 1年以内に撮影されたもの
- ・ 申請者だけが撮影されているもの
- ・ 正面向き、無帽
- ・ デジタルカメラを使用の場合は、写真用の用紙で印刷してください。

③マイナンバー関連書類(P1参照)



(2) 療育手帳

【窓口】社会福祉課

知的障がいのある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。
認定されると、県から手帳が交付されます。申請・受取の窓口は社会福祉課です。

●等級

障がいの程度に応じて、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。
※A、Bのみの表示の場合もあります。

●新規申請について

手帳の交付申請するにあたり、まず判定機関での判定が必要となります。

対象者	判定機関	所在地	連絡先
18歳未満	高田子ども家庭相談センター	〒635-0095 大和高田市大中17-6	【TEL】0745-22-6076 【FAX】0745-23-5527
18歳以上	奈良県知的障がい者更生相談所	〒636-0393 磯城郡田原本町大字多722	【TEL】0744-32-0210 【FAX】0744-32-0650

●申請に必要なもの

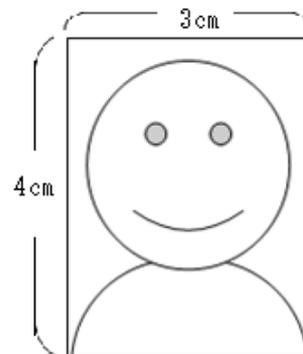
申請内容	必要なもの		
	申請書	顔写真	既存の手帳
新規交付	○	○	—
再交付（障がい程度変更）	○	○	○
再交付（紛失）	○	○	—
再交付（破損）	○	○	○
町内での住所変更	○	—	○
死亡	○	—	○

※転入、転出、氏名変更等は社会福祉課にお問い合わせください。手続されないと福祉サービスに支障が
でる場合があります。

① 顔写真

- ・ たて4cm×よこ3cm
- ・ 1年以内に撮影されたもの
- ・ 申請者だけが撮影されているもの
- ・ 正面向き、無帽
- ・ デジタルカメラを使用の場合は、写真用の用紙で印刷してください。

② マイナンバー関連書類（PI参照）



精神に障がいのある方（初診日から6か月以上経過）が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。認定されると、奈良県精神保健福祉センターから手帳が交付されます。申請・受取の窓口は社会福祉課です。

●等級

障がいの程度に応じて、1、2、3級の区分があります。（障がいが重い程小さい数字）

●有効期間

手帳の有効期間は2年間です。手帳に有効期限が記載されます。有効期限の3ヶ月前から更新手続きができます。

●手続

（新規申請）精神に障がいがある方で、新規又は有効期限から3か月以上経過した方の手帳交付を申請するものです。

（更新申請）更新手続は、有効期限の3か月前から受付できます。

●申請に必要なもの

申請内容	必要なもの
新規 等級変更	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者保健福祉手帳交付申請書 ①医師の診断書(診断書の有効期限は診断書記載日から3か月です。) ②障がい年金証書、裁定通知書及び直近の年金払込(支払)通知書の写し ③特別障がい給付金受給者証、直近の国庫金払込(支払)通知書の写し ・同意書(障がい年金、特別障がい給付金で申請する場合。) ・顔写真1枚(写真貼付をご希望される場合。) たて4cm×よこ3cm。1年以内に撮影されたもの。正面向き、無帽、無背景、顔が写真全長の3分の2程度で申請者を特定しやすいこと。 ・マイナンバー関連書類(P1参照) <p style="text-align: right;">①②③の いずれか 1つ</p>
更新	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者保健福祉手帳交付申請書 ・既存の精神障がい者保健福祉手帳 ①医師の診断書(診断書の有効期限は診断書記載日から3か月です。) ②障がい年金証書、裁定通知書及び直近の年金払込(支払)通知書の写し ③特別障がい給付金受給者証、直近の国庫金払込(支払)通知書の写し ・同意書(障がい年金、特別障がい給付金で申請する場合。) ・顔写真1枚(写真貼付をご希望される場合。) ※再交付を伴わない場合不要。 たて4cm×よこ3cm。1年以内に撮影されたもの。正面向き、無帽、無背景、顔が写真全長の3分の2程度で申請者を特定しやすいこと。 ・マイナンバー関連書類(P1参照) ※上記②、③のいずれかで申請する場合。 <p style="text-align: right;">①②③の いずれか 1つ</p>
再交付	破損 紛失 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者保健福祉手帳交付申請書 ・既存の精神障がい者保健福祉手帳(紛失の場合は除く。) ・顔写真1枚(写真貼付をご希望される場合。) たて4cm×よこ3cm。1年以内に撮影されたもの。正面向き、無帽、無背景、顔が写真全長の3分の2程度で申請者を特定しやすいこと。
	氏名変更 住所変更 (県内) <ul style="list-style-type: none"> ・記載事項変更届 ・既存の精神障がい者保健福祉手帳 ・顔写真1枚(写真貼付をご希望される場合。町内での住所変更の場合は除く。) たて4cm×よこ3cm。1年以内に撮影されたもの。正面向き、無帽、無背景、顔が写真全長の3分の2程度で申請者を特定しやすいこと。 ・マイナンバー関連書類(P1参照)
	住所変更 (県外からの 転入) <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者保健福祉手帳交付申請書 ・記載事項変更届 ・顔写真1枚(写真貼付をご希望される場合。) たて4cm×よこ3cm。1年以内に撮影されたもの。正面向き、無帽、無背景、顔が写真全長の3分の2程度で申請者を特定しやすいこと。 ・転入前の都道府県で交付された精神障がい者保健福祉手帳の写し ・マイナンバー関連書類(P1参照)
返還	※死亡や個人の事情により返還する場合 ・精神障がい者保健福祉手帳返還届 ・既存の精神障がい者保健福祉手帳

※転入、転出は社会福祉課にお問い合わせください。手続されないと福祉サービスに支障がでる場合があります。

4 医療

(1) 心身障がい者医療費助成制度

【窓口】保険年金課（役場本庁舎）

重い障がいのある方を対象に、医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。

●対象者（次のいずれにも該当の方）

- ① 医療保険加入者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）
- ② 身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2
- ③ 満1歳以上 75歳未満

●概要

医療保険の対象となる自己負担額から一部負担金を差し引いた金額が約2か月後、指定された銀行口座に振り込まれます。

一部負担金	通院… 医療機関につき	月	500円（調剤薬局は一部負担金なし）
	入院… 医療機関につき	月	1,000円（14日未満の場合は500円）

●手続

保険年金課に申請し、受給資格証の交付を受けてください。

●申請に必要なもの

- ・身体障がい者手帳又は療育手帳
- ・保険証
- ・振込口座の分かるもの
- ・マイナンバー関連書類（PI）

※保険年金課で所得が確認できない場合、住民税課税証明書（本人・配偶者・扶養義務者分）が必要になることがあります。

(2) 重度心身障がい老人等医療費助成制度

【窓口】保険年金課（役場本庁舎）

重い障がいのある後期高齢者医療被保険者を対象に、医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。

●対象者（次のいずれにも該当の方）

- ① 後期高齢者医療制度の被保険者
- ② 身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2

●概要

医療保険の対象となる自己負担額から一部負担金を差し引いた金額が約3か月後、指定された銀行口座に振り込まれます。

一部負担金	通院… 医療機関につき	月	500円（調剤薬局は一部負担金なし）
	入院… 医療機関につき	月	1,000円（14日未満の場合は500円）

●手続

保険年金課に申請してください。

●申請に必要なもの

- ・身体障がい者手帳又は療育手帳
- ・保険証
- ・振込口座の分かるもの
- ・マイナンバー関連書類（PI）

※保険年金課で所得が確認できない場合、住民税課税証明書（本人・配偶者・扶養義務者分）が必要になることがあります。

(3) 精神障がい者医療費助成制度（一般）

【窓口】保険年金課（役場本庁舎）

重い障がいのある方を対象に、医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。

●対象者（次のいずれにも該当の方）

- ① 医療保険加入者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）
- ② 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級

●概要

医療保険の対象となる自己負担額から一部負担金を差し引いた金額が約 2 か月後、指定された銀行口座に振り込まれます。

一部負担金	通院… 医療機関につき	月	500円（調剤薬局は一部負担金なし）
	入院… 医療機関につき	月	1,000円（14日未満の場合は500円）

●手続

保険年金課に申請し、受給資格証の交付を受けてください。

●申請に必要なもの

・精神障がい者保健福祉手帳 ・保険証 ・振込口座の分かるもの

※保険年金課で所得が確認できない場合、住民税課税証明書（本人・配偶者・扶養義務者分）が必要になることがあります。

(4) 精神障がい者医療費助成制度（後期高齢者）

【窓口】保険年金課（役場本庁舎）

重い障がいのある後期高齢者被保険者を対象に、医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。

●対象者（次のいずれにも該当の方）

- ① 医療保険加入者（後期高齢者医療制度の被保険者）
- ② 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級

●概要

医療保険の対象となる自己負担額から一部負担金を差し引いた金額が約 3 か月後、指定された銀行口座に振り込まれます。

一部負担金	通院… 医療機関につき	月	500円（調剤薬局は一部負担金なし）
	入院… 医療機関につき	月	1,000円（14日未満の場合は500円）

●手続

保険年金課に申請してください。

●申請に必要なもの

・精神障がい者保健福祉手帳 ・保険証 ・振込口座の分かるもの

※保険年金課で所得が確認できない場合、住民税課税証明書（本人・配偶者・扶養義務者分）が必要になることがあります。

(5) 精神通院精神障がい者医療費助成制度

【窓口】社会福祉課

自立支援医療（精神通院医療 P14）を利用して医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。自立支援医療（精神通院医療）を利用したうえで、さらに医療費が助成される制度です。

●対象者

自立支援医療（精神通院医療）の受給者

ただし、社会保険各法の被保険者（本人）は対象外です。

※社会保険各法の被扶養者（家族）が助成を受ける場合は所得制限があります。

●概要

自立支援医療（精神通院医療）を利用して医療機関や薬局等で支払った自己負担額から一部負担金（月額500円）を差し引いた金額が、交付申請の翌月末、指定された銀行口座に振り込まれます。

※一般精神障がい者医療費助成、後期高齢者精神障がい者医療費助成、心身障がい者医療費助成又は重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、乳幼児医療費助成、子ども医療費助成を受けることができる方は助成の対象になりません。

●申請に必要なもの

- ・医療機関等で発行された領収証（原本）
- ・自己負担上限管理票
- ・保険証
- ・振込口座の分かるもの（初回又は変更がある場合 ※原則、受給者ご本人名義の口座）

(6) 産科医療補償制度

【窓口】産科医療補償制度コールセンター

お産に関連して重度脳性麻痺となり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

●お問い合わせ

産科医療補償制度コールセンター ※受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日及び年末年始を除く。）

【TEL】0120-330-637 【ホームページ】<http://www.pref.nara.jp/42104.htm#pagetop>

(7) 後期高齢者医療制度への加入

【窓口】介護福祉課

●対象者（次のいずれにも該当の方）

① 65歳～74歳（75歳以上の方は障がいに関係なく後期高齢者医療制度の対象）

② 身体障がい者手帳 1～3級

音声機能障がい4級 言語機能障がい4級 下肢機能障がい4級の1号・3号・4号

療育手帳A1・A2（A）

精神障がい者保健福祉手帳1・2級

●概要

保険料や医療機関の窓口で支払う自己負担の割合が所得に応じて決定されます。

※介護福祉課に問い合わせのうえ、現在ご加入の医療保険と比較してご検討ください。

●申請に必要なもの

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ・保険証
- ・振込口座の分かるもの
- ・マイナンバー関連書類（PI）

(8) 自立支援医療(更生医療)

【窓口】社会福祉課

身体障がい者手帳を交付された18歳以上の方が、当該障がいに対し確実な治療効果が期待される医療を受ける場合に限り、医療の自己負担分が一部公費で負担されます。(事前に申請が必要です。)

●対象となる医療例

人工透析療法、ペースメーカー植込術、人工関節置換術、冠動脈バイパス術、抗HIV療法、腎移植、腎移植後の抗免疫療法、肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法 他
※医療に対応する部位が身体障がい者手帳で認定されている必要があります。

●概要

認定されると対象医療に関する医療費の自己負担分が原則1割になります。また、1か月あたりの自己負担額に上限が設けられる(一定金額以上は払わなくてもよくなる)場合があります。

※疾病や所得等の状況に応じて、受給の可否、自己負担額は異なります。

※制度を利用できるのは、指定を受けた医療機関に限られます。

●手続

所定の意見書を指定医療機関の特定の医師に作成してもらうなどの必要があります。詳細は、社会福祉課までお問い合わせください。

●申請に必要なもの

- ・診断書・保険証(受給者及び受給者と同じ保険に加入している方全員のもの)
- ・マイナンバー関連書類・特定疾病療養受療証

(9) 自立支援医療(育成医療)

【窓口】社会福祉課

身体に障がい、疾病があり、放置すれば将来に障がいを残すと認められる18歳未満の児童で、手術等の外科的治療により確実な治療効果が期待される医療を受ける場合に限り、医療費の自己負担分が一部公費で負担されます。(事前申請が必要です。)

●対象となる医療例

白内障・先天性緑内障の治療、耳や口蓋裂等の形成術、歯科矯正(審美目的は対象外)、関節や肢体の形成術、関節置換術、人工透析、内部障がいに関する臓器移植や外科的手術、HIV感染症の治療 他

●概要

認定されると対象医療に関する医療費の自己負担分が原則1割になります。また、1か月あたりの自己負担額に上限が設けられる(一定金額以上は払わなくてもよくなる)場合があります。

※疾病や所得等の状況に応じて、受給の可否、自己負担額は異なります。

※制度を利用できるのは、指定を受けた医療機関に限られます。

●手続

所定の意見書を指定医療機関の特定の医師に作成してもらうなどの必要があります。詳細は、社会福祉課までお問い合わせください。

●申請に必要なもの

- ・診断書・保険証(受給者及び受給者と同じ保険に加入している方全員のもの)
- ・マイナンバー関連書類

(10) 自立支援医療(精神通院医療)

【窓口】社会福祉課

精神疾患で通院による医療が継続的に必要な場合、医療費や薬局での薬代、訪問看護利用料等の自己負担分が一部公費で負担されます。

●概要

認定されると、奈良県精神保健福祉センターから受給者証が交付され、対象医療に関する医療費の自己負担分が原則1割になります。また、1か月あたりの自己負担額に上限が設けられる（一定金額以上は払わなくてもよくなる）場合があります。

※ 疾病や所得等の状況に応じて、受給の可否、自己負担額は異なります。

※ 制度を利用できるのは、指定を受けた医療機関に限られます。

●有効期間

受給者証の有効期間は1年間です。受給者証に有効期間が記載されます。

●手続

所定の意見書を指定医療機関の特定の医師に作成してもらうなどの必要があります。

※ 詳細は、社会福祉課にお問い合わせください。

(新規申請) 通院による精神医療を継続的に必要とする方で、新規又は1か月以上期限が経過した方の受給者証交付を申請するものです。

(更新申請) 更新手続は、有効期限の3か月前から受付できます。

●申請に必要なもの

申請内容	必要なもの	
新規・継続	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書 ・診断書(精神通院医療用) 奈良県所定 ※診断書の有効期限は診断書記載日から3か月間です。 ※継続申請で治療方針に変更がない場合、診断書は2年に1度の添付でも可能。 ・受給者証(継続申請の場合。) ・保険証(受給者及び受給者と同じ保険に加入している方全員のもの。) ・年金受給者は、年金額のわかる書類(通帳、年金証書等) ・同意書 ・マイナンバー関連書類(PI) ※新規申請の場合。 	
精神障がい者手帳と同時申請(新規・継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書 ・診断書(精神障がい者手帳用) ※診断書の有効期限は診断書記載日から3か月間です。 ※自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する項目について記載されていること。 ※継続申請で治療方針に変更がない場合、診断書は2年に1度の添付でも可能。 ・受給者証(継続申請の場合。) ・年金受給者は、年金額のわかる書類(通帳、年金証書等) ・保険証(受給者及び受給者と同じ保険に加入している方全員のもの。) ・同意書 ・マイナンバー関連書類(PI) ※新規申請の場合。 	
再交付	破損紛失	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費(精神通院医療)受給者証再交付申請書 ・受給者証(紛失の場合は除く。)
	氏名変更 住所変更(県内)	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費受給者証記載事項変更届(精神通院医療) ・受給者証
	住所変更(県外からの転入)	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書 ・転入前の都道府県で交付された受給者証原本(手元にある場合のみ添付) ・自立支援医療費(精神通院医療)診断書の写しの提供に関する同意書 ・同意書
	医療機関 薬局変更	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費(精神通院医療)支給認定変更申請書 ・受給者証
	保険種別変更	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費(精神通院医療)支給認定変更申請書 ・受給者証 ・保険証(受給者及び受給者と同じ保険に加入している方全員のもの。) ・年金受給者は、年金額のわかる書類(通帳、年金証書等) ・同意書
返還	<ul style="list-style-type: none"> ・返還届 ・既存の受給者証 	

※社会福祉課で所得が確認できない場合、課税証明書又は非課税証明書(受給者及び受給者と同じ保険に加入している方全員のもの)が必要になることがあります。

※各種変更については、1か月以内に届出が必要です。

(11) 奈良県心身障がい者歯科衛生診療所

【窓口】奈良県心身障がい者歯科衛生診療所

一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者（児）のために歯科診療や相談を行っています。場所は、奈良県社会福祉総合センター内にあります。

●手続

予約が必要です。申込書（奈良県公式ホームページからダウンロード可）をFAX等で奈良県心身障がい者歯科衛生診療所に送ってください。

FAXやパソコンの利用が困難な方は、社会福祉課にご相談ください。

●お問い合わせ

奈良県心身障がい者歯科衛生診療所 〒634-0061 橿原市大久保町320-1

（奈良県社会福祉センター内）

【TEL】0744-29-0115 【FAX】0744-29-0116

(12) 難病の方へ向けた医療費の助成

【窓口】奈良県中和保健所

「難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）」に基づき指定される指定難病について、医療費負担を軽減する制度があります。詳細は、中和保健所にお問い合わせください。

●お問い合わせ

奈良県中和保健所 〒634-8507 橿原市常盤町605番地の5（橿原市総合庁舎内）

【TEL】0744-48-3035 【FAX】0744-47-2315

(13) 小児慢性特性疾病医療費の助成

【窓口】奈良県中和保健所

小児慢性特定疾病の指定をされた対象疾病について、医療費負担を軽減する制度があります。詳細は、中和保健所にお問い合わせください。

●お問い合わせ

奈良県中和保健所 〒634-8507 橿原市常盤町605番地の5（橿原市総合庁舎内）

【TEL】0744-48-3035 【FAX】0744-47-2315

5 介護・訓練

(1) 障がい福祉関係サービス

【窓口】社会福祉課

障がいのある方や難病等のための介護・訓練サービスの制度です。

※障がいの程度や勘案すべき事項をふまえ個別に支給決定が行われます。

※収入や課税状況によって利用者負担があります。

※障がい福祉サービスに相当する介護保険制度のサービスがある場合には、原則として当該介護サービスを優先して受けることになります。介護保険サービスが利用可能な方で、介護保険の要介護認定の申請をしていない場合は、介護保険の要介護認定の申請をしてください。

介護福祉課【TEL】0745-54-6663

●サービスの種類

①介護給付

種類	内容
居宅介護 (身体介護)	自宅で、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
居宅介護 (家事援助)	自宅で、調理、洗濯、掃除等の援助を行います。
居宅介護 (通院等介助)	通院、官公署での公的手続、障がい福祉サービス事業所への見学や相談に係る移動介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由や知的障がいにより常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいによる屋外での移動が著しく困難な方にヘルパーが付き添い、移動、外出先での代筆、代読等の支援をします。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者 包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うと共に、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する方に、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

②訓練給付

種類	内容
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を志望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、就職後の職場定着に必要な相談などの支援を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般就労が困難な方に、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労や就労に伴って生じる生活面の課題について、就労先や関係機関を調整し、長期的に働くことができるよう課題解決に向けて必要な援助を行います。 ※就労移行支援利用者が対象
自立生活援助	施設を利用していた方がひとり暮らしを始めたときに、訪問し、生活についての必要な助言など支援をします。
共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 ※基本的に18歳以上が対象

③相談支援

種類	内容
計画相談支援(障がい児と共通)	○サービス利用支援 障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後の、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
	○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の方を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住宅確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

④障がい児を対象としたサービス

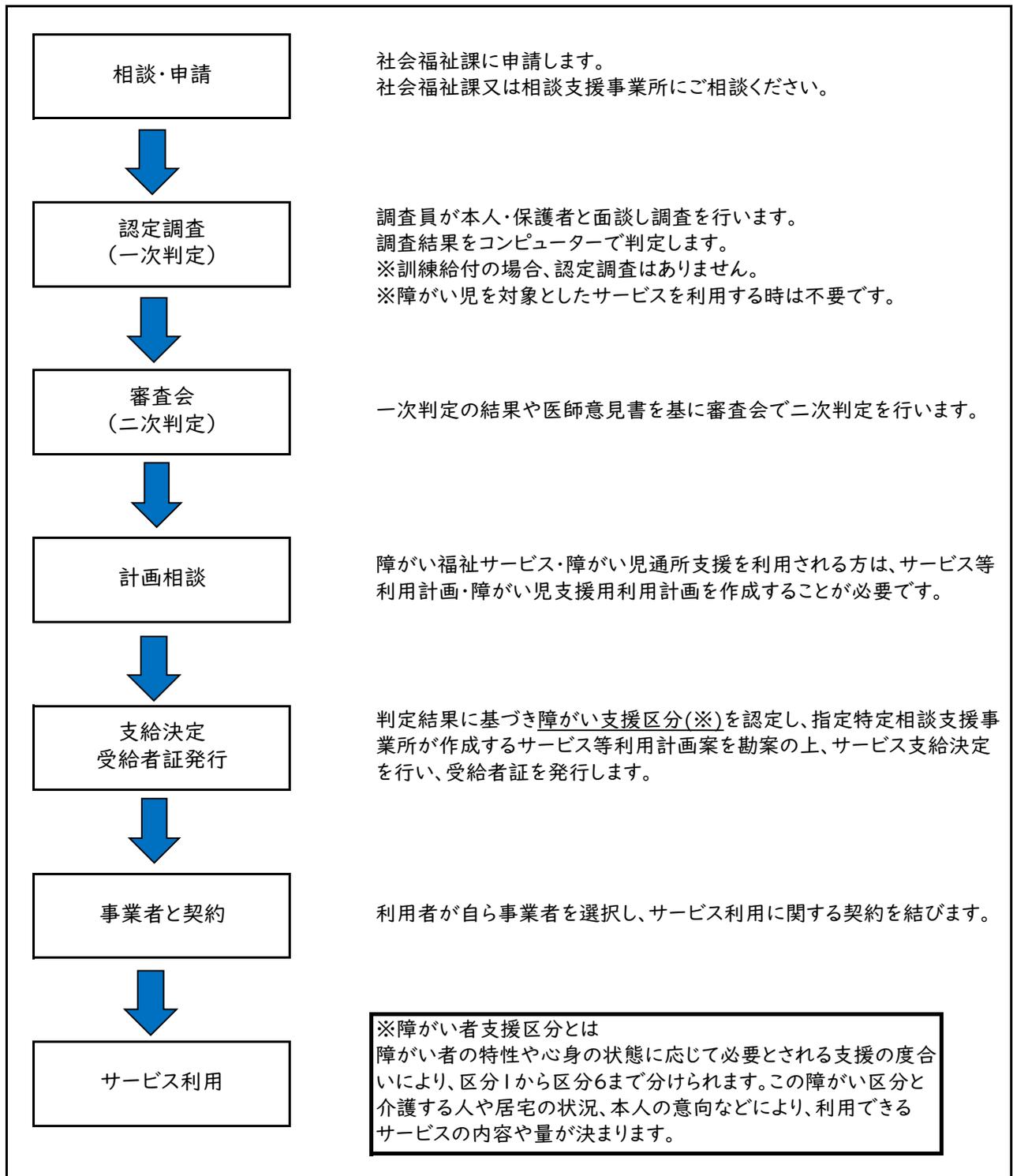
名称	内容
児童発達支援	未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等 デイサービス	就学児童を対象に、授業の終了後又は長期休暇(夏休み)等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
医療型 児童発達支援	未就学の上肢、下肢又は体幹の機能に障がいがある児童を対象に、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。また、医療型児童発達支援のうち医療に係るものを肢体不自由児通所医療として提供します。
保育所等 訪問支援	保育所等に通う未就学児童や就学児童を対象に、発達支援を行う施設の職員が、保育所等へ訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

※ 未就学児童・・・0歳から学校に通うまでの児童

※ 就学児童・・・小学校から高等学校を卒業するまでの児童

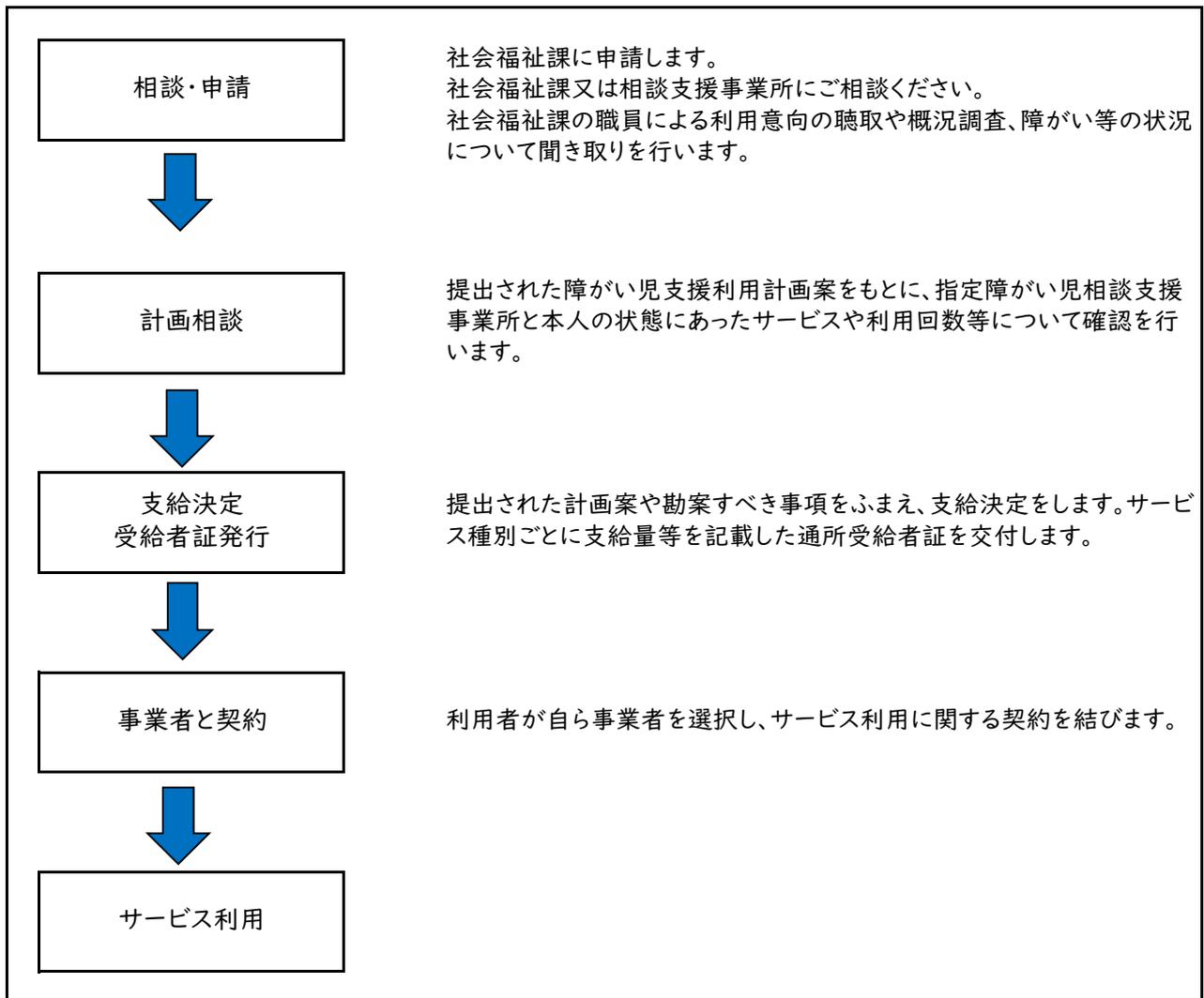
●サービス利用の流れ（概略）

サービスの種類により、申請手続の流れが異なるものもあります。



●障がい児通所支援利用の流れ（概略）

サービスの種類により、申請手続の流れが異なるものもあります。



(2) 高額障がい福祉サービス等給付費について

【窓口】社会福祉課

同一世帯で同一の月に障がい福祉サービス等を利用している方が複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合は、申請すると、超過分の金額が「高額障がい福祉サービス等給付費」「高額障がい児入所給付費」又は「高額障がい児通所給付費」として支給されます。（償還払いの方法によります。）

●世帯について

種別	合算の対象となる世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳は除く。)	障がいのある方(ご本人)とその配偶者
18歳未満の障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む。)	住民票上の世帯

●合算の対象となる費用

同一の月に利用した以下のサービス等にかかる負担額が対象となります(1割負担分以外の実費負担額は対象になりません)。

- ・ 障がい者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
【サービスの例/居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援など】
※ 地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援等)は対象になりません。
- ・ 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額
【サービスの例/訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など】
※ 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除きます。
※ 同一の人が障がい福祉サービスを併せて利用している場合に限りません。
- ・ 補装具費にかかる利用者負担額
※ 平成24年4月支給決定分から対象になります。
- ・ 児童福祉法に基づく「障がい児支援(入所・通所)」のサービスの利用者負担額
【サービスの例/障がい児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)、障がい児入所支援など】

●基準額

※ 該当する基準額と世帯における利用者負担の合算額との差額(超過分)が支給されます。

ただし、以下の場合に該当するときは、受給者証に記載されている負担上限月額のうち、最も高い額が基準額となります(障がい児の特例)。

- ① 同一の障がい児が根拠条項の異なる複数のサービスを利用している場合
例) 居宅介護(=障がい者総合支援法)と放課後等デイサービス(=児童福祉法)を利用している場合など
- ② 同一世帯に属する障がい児の兄弟姉妹がそれぞれサービスを利用し、同一の保護者がその支給決定を受けている場合

●申請に必要なもの

以下のものを持参し、申請してください。申請内容に不備がない場合は、約1~2か月後に指定された口座へ振り込みます。

- ・振込口座がわかるもの
- ・領収書原本

※利用しているサービス等すべての領収書が必要です(提出がないものは合算対象にはなりません)。

※サービス内容や、利用者負担(1割負担分)と食費や活動費等のサービスの対象にならない実費負担分の内訳がわかるものをご提出ください。

- ・受給者証
障がい福祉サービスの受給者証や障がい児通所給付費・入所給付費の受給者証。受給しているサービスすべてのものがが必要です。
- ・補装具費支給決定通知書
補装具費の支給を受けている場合に必要です。
- ・高額介護サービス費支給決定通知書
介護保険サービスを利用して、高額介護サービス費の支給を受けている場合のみ、必要です。

障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために実施される事業です。申請は、社会福祉課です。

※収入や課税状況によって利用者負担があります。

①移動支援事業

屋外での移動が困難な方のためにヘルパーが付き添い移動を支援します。

ただし、余暇活動のための移動に限ります。通院や通学、通勤には利用できません。

●対象者

手帳種別	等級等	
身体	視覚	1・2級
	体幹機能	1・2級
	脳原性移動機能	1・2級
	上肢1・2級かつ下肢1・2・3級 かつ四肢全てに障がいあり	
療育（知的）	A1・A2（A）・B1・B2（B）	
精神	1・2級	

②日中一時支援事業

介護する家族の負担を軽減するため、障がいのある方を事業所が預かります。泊を伴わない日中の一時預かりです。

●対象者

身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方、もしくは難病患者

③地域活動支援センター

介護する家族の負担を一時的に軽減するため、障がいのある方を障がい者支援施設が預かります。泊を伴わない日中の一時預かりです。

●対象者

身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方、もしくは難病患者

④訪問入浴サービス

重度の身体障がい者で、家族やヘルパーの介護を受けても自宅で入浴できない方のため、移動式の入浴セットを対象者の居宅に搬送し、専門スタッフが入浴サービスを行います。

●対象者

身体障がい者手帳1・2級の重度身体障がい者（寝たきりなどの理由で家族やヘルパーの介護では自宅の入浴が困難な方）や難病患者

※ 介護保険制度の対象の方は介護保険の同内容のサービスを利用してください。詳細は、介護福祉課へお問い合わせください。

●申請に必要なもの

- ・ 身体障がい者手帳（※難病患者の場合は、診断書が必要です。）

●利用者負担額

1回につき1,000円（生活保護世帯は無料） ※原則週2回まで利用が可能。

6 補装具・日常生活用具・住宅改修

(1) 補装具

【窓口】社会福祉課

障がい者の職業その他日常生活を容易にするため、補装具の購入と修理に係る費用を支給します。補装具は、種類や支給を受ける人の年齢に応じて、それぞれ耐用年数が決められており、再支給は、原則として耐用年数を過ぎた方に限ります。

●対象となる障がいと品目

対象	品目
肢体不自由	○義肢（義手・義足） ○装具（下肢・靴型・体幹・上肢） ○歩行補助杖（一本杖を除く） ○歩行器 ○車椅子（原則として下肢・体幹機能障がい） ○電動車椅子（電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない場合のみ） ○座位保持装置 ○重度障がい者用意思伝達装置 ▼以下は18歳未満のみ ○座位保持椅子 ○起立保持具 ○頭部保持具 ○排便補助用具
視覚	○視覚障がい者用安全つえ ○義眼 ○矯正眼鏡 ○遮光眼鏡 ○コンタクトレンズ ○弱視眼鏡
聴覚	○補聴器（ポケット型・耳かけ型・耳あな型・骨導式） ※耳あな型・骨導式はポケット型・耳かけ型が使用困難でかつそれが必要な具体的理由がある場合のみ。
難病	疾病による障がいの症状、程度によって該当する品目が異なります。

※心臓・呼吸機能障がいにより日常的に車椅子が必要な場合、車椅子・電動車椅子が対象となる場合があります。

●利用者負担額

- ・ 利用者の負担は、原則、購入・修理に係る費用の1割です。
- ・ 所得に応じて1か月あたりの負担上限額（一定以上払わなくてよくなる額）が設定されます。（市町村民税非課税世帯に属する方は、費用負担はかかりません。）
- ・ 品目ごとに基準額があり金額が基準額を超える場合、差額は全額自己負担になります。
- ・ 所得制限により支給決定できない場合があります。

●申請に必要なもの

対象	必要なもの
身体	・身体障がい者手帳 ・見積書 ・マイナンバー関連書類(PI)
難病	・特定疾病医療受給者証(受給者の場合) ・意見書 ・見積書 ・マイナンバー関連書類(PI)

※医師の意見書や処方箋が必要になる場合があります。必ず申請前に社会福祉課にお問い合わせください。

●注意事項

- ・ 必ず、購入、修理前に申請手続きをしてください。既に購入・修理されたものについては支給できません。
- ・ 介護保険制度の対象者で同制度の福祉用具に同じ品目がある場合で、既製品で対応できるものについては、介護保険制度が優先されます。
- ・ 品目ごとに耐用年数が決められており、原則として、再支給（購入）は耐用年数を過ぎていて、修理不可能な場合に限ります。

(2) 日常生活用具

【窓口】社会福祉課

障がいのある方の日常生活を容易にするための用具(日常生活用具)を給付します。

●対象となる障がいと品目

対象	品目
肢体不自由	○特殊寝台 ○特殊マット ○特殊尿器 ○入浴担架 ○体位変換器 ○移動用リフト ○訓練椅子 ○訓練用ベッド ○入浴補助用具 ○T字状・棒状のつえ ○移動・移乗支援用具 ○頭部保護帽 ○便器 ○特殊便器 ○携帯用会話補助装置 ○情報・通信支援用具 ○紙おむつ等(脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者のみ)
視覚	○電磁調理器 ○歩行時間延長信号機用小型送信機 ○視覚障がい者用体温計(音声式) ○視覚障がい者用体重計 ○情報・通信支援用具 ○点字ディスプレイ ○点字器 ○点字タイプライター ○視覚障がい者用ポータブルレコーダー ○視覚障がい者用活字文書読み上げ装置 ○視覚障がい者用拡大読書器 ○視覚障がい者用時計
聴覚	○聴覚障がい者用屋内信号装置 ○聴覚障がい者用通信装置 ○聴覚障がい者用情報受信装置 ○点字ディスプレイ
平衡機能	○T字状・棒状杖 ○移動・移乗支援用具 ○頭部保護帽
じん臓機能	○透析液加湿器
呼吸機能	○ネブライザー(吸入器) ○電気式たん吸引器 ○酸素ボンベ運搬車 ○パルスオキシメーター
音声・言語機能	○携帯用会話補助装置 ○人工喉頭(喉頭摘出者に限る)
直腸・ぼうこう機能	○ストマ装具(人工肛門又は人工ぼうこう造設者に限る) ○紙おむつ等 ○収尿器
身体全般	○火災警報器 ○自動消火器
知的	○特殊マット ○頭部保護帽 ○特殊便器 ○火災警報器 ○自動消火器 ○電磁調理器
精神	○頭部保護帽
難病	○便器 ○特殊マット ○特殊寝台 ○特殊尿器 ○体位変換器 ○入浴補助用具 ○歩行支援用具 ○電気式たん吸引器 ○ネブライザー(吸入器) ○移動用リフト ○特殊便器 ○訓練用ベッド ○自動消火器 ○パルスオキシメーター

●利用者負担額

- ・ 利用者の負担は、原則、購入に係る費用の1割です。
- ・ 所得に応じて1か月あたりの負担上限額(一定以上払わなくてよくなる額)が設定されます。(市町村民税非課税世帯に属する方は、費用負担はかかりません。)
- ・ 品目ごとに基準額があり金額が基準額を超える場合、差額は全額自己負担になります。
- ・ 所得制限により支給決定できない場合があります。

●申請に必要なもの

種別	必要なもの
身体・知的・精神	・申請書 ・障がい者手帳 ・見積書 ・マイナンバー関連書類(PI)
難病	・申請書 ・特定疾病医療受給者証 ・意見書 ・見積書 ・マイナンバー関連書類(PI)

※医師の意見書が必要になる場合があります。必ず申請前に社会福祉課にお問い合わせください。

●ストマ装具・紙おむつの申請について

- ・半年に1度の申請で最大6か月分(4月～9月分、10月～翌年3月分)の申請が可能です。
- ・「日常生活用具給付券」は1枚で、2か月分を給付します。

●注意事項

- ・ 必ず、購入前に申請手続をしてください。既に購入されたものについては支給できません。
- ・ 介護保険制度の対象者で同制度の福祉用具に同じ品目がある場合は、介護保険制度が優先されます。
- ・ 再支給は耐用年数を過ぎた場合に限りです。なお、修理に関する給付はありません。
- ・ 対象となる障がいの種類であっても障がいの等級によっては給付できない場合があります。
- ・ 所得制限により支給決定できない場合があります。

(3) 小児慢性特定疾病児童の日常生活用具

【窓口】社会福祉課

●対象者

小児慢性特定疾病医療を受けていて、在宅療養可能な方

※所得により負担額が異なります。

●品目

○便器 ○特殊マット ○特殊便器 ○特殊寝台 ○歩行支援用具 ○入浴補助用具 ○特殊尿器 ○体位変換器 ○車椅子 ○頭部保護帽 ○電気式たん吸引器 ○クールベスト ○紫外線カットクリーム ○ネブライザー(吸入器) ○パルスオキシメーター ○ストマ装具(蓄便袋、蓄尿袋) ○人工鼻

※品目ごとに条件があります。詳細は、社会福祉課にお問い合わせください。

●申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ・ 給付を受けようとする用具の見積書及び詳細がわかるもの(カタログの写し等)

●利用者負担額

- ・ 利用者の負担は、所得に応じて決まります。
- ・ 所得に応じて1か月あたりの負担上限額(一定以上払わなくてよくなる額)が設定されます。(市町村民税非課税世帯に属する方は、費用負担はかかりません。)
- ・ 品目ごとに基準額があり購入する金額が基準額を超える場合、差額分は全額自己負担になります。
- ・ 所得制限により支給決定できない場合があります。

身体障がい者手帳の交付対象とならない中度難聴児のため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

●対象者

両耳の聴力が30dB以上70dB未満で身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童（なお、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断していること。）

●利用者負担額

補聴器購入費又は基準額のいずれか低い額の1/3

●申請に必要なもの

- ・申請書
- ・難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（指定医師が処方したもの）
- ・見積書

●注意事項

- ・必ず申請前に社会福祉課にお問い合わせください。
- ・所得制限があります。

在宅の肢体不自由の方が現に居住する住宅の改修にかかった費用を給付します。

●対象となる障がいと改修内容

対 象	改修内容
肢体不自由 (下肢・体幹・移動機能) 1～3級	○手すりの取付け ○段差の解消 ○引き戸等への扉の取替え ○滑り防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ○洋式便器等への便器の取替え ○その他上記に付帯して必要となる住宅改修
肢体不自由(下肢) 1・2級	○特殊便器への取替え
下肢又は体幹に 障がいのある難病患者	○手すりの取付け ○段差の解消 ○引き戸等への扉の取替え ○滑り防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ○その他上記に付帯して必要となる住宅改修

●利用者負担額

- ・利用者の負担は、原則、改修に係る費用の1割です。
- ・所得に応じて1か月あたりの負担上限額(一定額以上払わなくてもよくなる額)が設定されます。
- ・改修額は20万円を限度とし、その額を超える場合、差額は全額自己負担となります。

●申請に必要なもの

対 象	必要なもの
身体	・身体障がい者手帳 ・見積書 ・工事図面 ・改修前の写真
難病	特定疾病医療受給者証(受給者の場合)・意見書 ・見積書 ・工事図面 ・改修前の写真

※医師の意見書が必要になる場合があります。必ず申請前に社会福祉課にお問い合わせください。

●注意事項

- ・必ず、改修前に申請手続をしてください。既に改修されたものについては給付できません。
- ・介護保険制度の住宅改修が優先されます。
- ・給付は原則として生涯1回限りです。

7 手当

※手当の支給額は、物価変動等の要因により改定される場合があります。

(1) 障がい福祉年金

【窓口】社会福祉課

障がい者の福祉の増進のため、月額2,500円又は1,000円を6月と12月にまとめて支給します。

※この「障がい福祉年金」は、町独自の制度であり、障がい基礎年金、障がい厚生年金とは異なります。

●対象・支給額

種別	等級	年齢・支給額	
		18歳以上	18歳未満
身体	1級	2,500円	2,500円
	2級	2,500円	
	3級	1,000円	
	4級		
	5級		
	6級		
療育	A1・A2(A)	2,500円	
	B1・B2(B)	1,000円	
精神	1級	2,500円	
	2級	1,000円	
	3級		

※ただし、3か月以上入院中である方や施設に入所している方は対象外となります。

※死亡された場合、町外へ転出される場合、障がい等級が変更となる場合は申請手続が必要となります。

(2) 児童扶養手当

【窓口】こども課

●対象者

父又は母のいない児童や、父又は母が重度の身体障がい者である児童、あるいは父母にかわって児童を養育している保護者に支給されます。

なお、この制度の「児童」は、18歳に達する日以降最初の3月31日まで（児童本人の心身に一定の障がいがある場合は20歳まで）の間にあるものをいいます。

※以下のいずれかに該当する場合は支給対象外となります。

- ・ 請求者やその同居家族に所得が一定以上あるとき。
- ・ 施設入所しているとき。

●内容（金額は所得状況や児童の人数による異なります。）

	児童の人数	全部支給	一部支給
月額	児童1人の場合	44,140円	10,410円～44,130円
	児童2人目の加算額	10,420円	5,210円～10,410円
	児童3人目の加算額(1人につき)	6,250円	3,130円～6,240円
支給月	年6回(5・7・9・11・1・3月に2か月分をまとめて口座振込)		

(3) 特別児童扶養手当

【窓口】子ども課

●対象者

中等度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している方。対象となる障がいの程度や手続の詳細は、子ども課にお問い合わせください。

※ 以下のいずれかに該当する場合は支給対象外となります。

- ・ 対象者やその同居の家族に所得が一定以上あるとき。
- ・ 施設入所しているとき。
- ・ 児童が障がいを理由とする公的年金を受けることができるとき。

●内容

月額	1級-53,700円 2級-35,760円
支給月	年3回(4・8・11月に口座振込)

(4) 特別障がい者手当

【窓口】社会福祉課

●対象者

重度の障がい(身体障がい者手帳1級・2級の障がい重複している等)のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方。

※ 以下のいずれかに該当する場合は支給対象外となります。

- ・ 所得が一定額以上あるとき。
- ・ 施設入所しているとき。
- ・ 病院に3か月以上入院しているとき。

●内容

月額	28,840円(令和6年4月現在)
支給月	年4回(2・5・8・11月に口座振込)

(5) 障がい児福祉手当

【窓口】社会福祉課

●対象者

次のいずれかに該当する重度の障がいがあり、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の児童

- ① 身体障がい者手帳1・2級の一部
- ② 療育手帳A1・A2(A)の一部
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級の一部
- ④ ①、②、③と同程度以上であって、日常生活において常時介護を必要とする方

※ 以下のいずれかに該当する場合は支給対象外となります。

- ・ 請求者やその同居の家族に所得が一定額以上あるとき。
- ・ 施設入所しているとき。
- ・ 病院に3か月以上入院しているとき。

●内容

月額	15,690円(令和6年4月現在)
支給月	年4回(2・5・8・11月に口座振込)

8 年金

(1) 障がい基礎年金

【窓口】 大和高田年金事務所

障がい基礎年金の等級と障がい者手帳の等級は異なります。
65歳以降に障がい基礎年金の認定基準に該当しても受給権は発生しません。
障がいの状態が改善すれば、年金の支給は停止されます。

●対象者

- ① 国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）に初診日のある病気やけがで国民年金法に定める障がいの1・2級に該当になった方
※初診日とは、障がいの原因となった病気やけがで初めて医者にかかった日
- ② 国民年金加入前（20歳になる前）に、国民年金法に定める障がいの1・2級に該当になった方は、20歳になったときから受給できます。
ただし、本人に一定以上の所得がある場合は所得額に応じて全額又は半額が支給停止になります。

●要件

初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間も含む）があること、又は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間のうちに保険料の未納期間がなければよいことになっています。

●内容

年額	1級-1,020,000円 2級-816,000円（支給額については、令和6年4月からの額）
子の加算額	2人目までは1人につき234,800円・3人目からは1人につき78,300円が加算されます。（子は18歳に達する日の属する年度末までの間の子、又は20歳未満の国民年金法に定める障がいの1・2級に該当する子）
支給月	年6回（2・4・6・8・10・12月）

※ 障がい者手帳の交付を受けていても年金の障がい程度に該当するとは限りません。他の年金との調整がある場合やその他例外規定もあります。障がい年金については、大和高田年金事務所にご相談ください。

●その他

厚生年金・共済年金に加入している場合も、大和高田年金事務所又は各共済組合等へお問い合わせください。

●お問い合わせ

〈障がい基礎年金・障がい厚生年金〉日本年金機構 大和高田年金事務所	
【所在地】〒635-8531 奈良県大和高田市幸町5-11	
【TEL】0745-22-3531 【FAX】0745-22-8638	
一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」へ	
【TEL】0570-05-1165（ナビダイヤル）	
来訪相談のご予約は、「予約受付専用電話」へ	
【TEL】0570-05-4890（ナビダイヤル）	
※日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/	

(2) 特別障がい給付金

【窓口】 大和高田年金事務所

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障がい基礎年金等を受給していない障がい者の方を対象とした福祉的措置として、給付金の支給を行います。

●対象者

次のいずれかであって国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障がい基礎年金1・2級相当の障がいに該当する方

(ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限ります。)

- ① 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた被用者(厚生年金・共済組合などの加入者)の配偶者

●内容

年額	1級-664,200円 2級-531,360円(支給額については、令和6年度の額)
支給月	年6回(2・4・6・8・10・12月)

●その他

- ・ 所得によって支給の制限があります。
- ・ 老齢基礎年金等を受給されている場合、支給の制限があります。

9 税金(控除等)

(1) 所得税の控除

【窓口】葛城税務署

区分		控除額	
		本人	控除対象配偶者又は扶養親族
障がい者	身体障がい者手帳3～6級 療育手帳B1・B2(B) 精神障がい者保健福祉手帳2・3級	270,000円	
特別障がい者	身体障がい者手帳1・2級 療育手帳A1・A2(A) 精神障がい者保健福祉手帳1級	400,000円	
同居特別障がい者	身体障がい者手帳1・2級 療育手帳A1・A2(A) 精神障がい者保健福祉手帳1級	750,000円	

※ 1月1日以降に手帳を交付された場合は、翌年からの控除適用になります。

※ 要件等についての詳細は、葛城税務署へお問い合わせください。

●お問い合わせ

葛城税務署 〒635-8503 大和高田市西町1-15 【TEL】(代表)0745-22-2721

(2) 住民税の控除

(住民税の申告は、確定申告等の
手続きをしている方は不要)

【窓口】税務課(役場本庁舎)

区分		控除額	
		本人	控除対象配偶者又は扶養親族
障がい者	身体障がい者手帳3～6級 療育手帳B1・B2(B) 精神障がい者保健福祉手帳2・3級	260,000円	
特別障がい者	身体障がい者手帳1・2級 療育手帳A1・A2(A) 精神障がい者保健福祉手帳1級	300,000円	
同居特別障がい者	身体障がい者手帳1・2級 療育手帳A1・A2(A) 精神障がい者保健福祉手帳1級	530,000円	
非課税 (本人が障がい者)		前年の合計所得金額が 1,350,000円以下の場合	

※ 1月1日以降に手帳を交付された場合は、翌年からの控除適用になります。

(3) 相続税の控除

【窓口】葛城税務署

障がいがある方が、相続や遺贈により財産を取得した場合、相続税の控除を受けることができます。

※ 詳細については、葛城税務署へお問い合わせください。

●対象者

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

●お問い合わせ

葛城税務署 〒635-8503 大和高田市西町1-15 【TEL】(代表)0745-22-2721

(4) 自動車税・軽自動車税・環境性能割減免

【窓口】各税の窓口

一定の障がいがあり、条件を満たす場合、申請することで自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(種別割・環境性能割)が減免(原則全額)されます。

減免できるのは、障がいのある方1人について1台(普通自動車・軽自動車含む)です。

減免申請は、各税の窓口で行います。詳細は、各税の窓口にお問い合わせください。

●減免対象となる障がいの区分

障がいの区分		障がいの級別		
		障がい者本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転	
身体障がい者手帳	視覚	1~4級	1~4級	
	聴覚	2・3級	2・3級	
	平衡機能	3級	3級	
	音声機能	3級(喉頭摘出による)		
	上肢不自由	1・2級	1・2級	
	下肢不自由	1~6級	1~3級	
	体幹不自由	1~3・5級	1~3級	
	乳幼児期以前の非進行の脳病変による運動機能	上肢機能	1・2級	1・2級
		移動機能	1~6級	1~3級
	心臓機能	1・3級	1・3級	
	じん臓機能	1・3級	1・3級	
	呼吸器機能	1・3級	1・3級	
	ぼうこう又は直腸機能	1・3級	1・3級	
	小腸機能	1・3級	1・3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1~3級	1~3級	
	肝臓機能	1~3級	1~3級	
療育手帳(知的)	A1・A2(A)			
精神障がい者保健福祉手帳	1級かつ自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けている方			
戦傷病者手帳	減免できる障がいの範囲は自動車税事務所自動車第一課にお問い合わせください。			

●減免対象となる自動車

- ・ 障がい者本人が運転する自動車
- ・ 障がいのある方と生計を一にする方（もしくは常時介護する方）が運転し、専ら障がいのある方のため（通学・通院・通所・生業等）に継続的に使用される自動車（常時介護の場合は更に条件あり。）
※ 自家用自動車に限られます。（営業用自動車は減免不可。）

●減免対象となる自動車の所有者（名義人）

- ・ 障がい者本人
※ 所有権留保（割賦販売）車の場合には、障がい者本人が自動車検査証の使用者欄に登録があれば可。
ただし、障がいのある方本人が次の場合、「障がいのある方と生計を一にする方」が名義人でも可。
 - ・ 身体障がい者手帳を交付された方で18歳未満の方
 - ・ 療育手帳を交付された方
 - ・ 精神障がい者保健福祉手帳かつ自立支援医療受給者証（精神通院）を交付された方

<自動車税・軽自動車税・環境性能割減免の申請について>

●申請窓口

自動車税（種別割）	奈良県自動車税事務所 自動車税第一課 〒639-1184 大和郡山市満願寺町60-1 【TEL】0743-51-0081 【FAX】0743-54-3232
自動車税（環境性能割） 軽自動車税（環境性能割）	奈良県自動車税事務所 自動車税第二課 〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-8 【TEL】0743-57-0300 【FAX】0743-57-0166
軽自動車税（種別割）	町税務課（役場1階） 【TEL】0745-55-1001

軽自動車税（種別割）の減免手続きについて
納税通知書が届いてから納期限までに税務課窓口にお越しください。（毎年5月10日頃発送予定） ※ 4月2日以降に手帳が交付された場合は翌年から減免対象となります。 ※ 月割りの減免はありません。

※必要書類がそろっていれば、自動車税（種別割）の手続は、下記の窓口でも申請可能です。

中南和県税事務所 高田窓口センター	〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号（大和高田市市民交流センター） 【TEL】0745-51-8100
----------------------	---

●申請に必要なもの

- ・ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）
※ 複数の手帳の交付を受けている場合は、すべての手帳原本
- ・ 運転免許証（写しの場合は、表と裏）
- ・ 自動車検査証
※ すでに減免を受けている方で車を乗り換えられる場合は、旧の車の登録識別情報通知書（抹消登録を行った際に発行される書面）又は、名義変更後の自動車検査証の写しも必要です。
- ・ 生計同一証明書（**家族の方が運転する場合**）
→生計同一証明書の発行については、町社会福祉課で手続が必要ですので、次頁の「自動車税等減免のための生計同一証明書について」をご参照ください。
- ・ 常時介護証明書（**常時介護する方が運転する場合**）
→常時介護証明書の発行については、町社会福祉課で手続が必要ですので、次頁の「自動車税等減免のための常時介護証明書について」をご参照ください。
- ・ 減免対象自動車の所有者の個人番号カード又は通知カード

(5) 自動車税等減免のための生計同一(常時介護)証明書

【窓口】社会福祉課

自動車税の減免申請に関して、障がいのある方の家族等が車を運転する場合は、各税窓口での申請書類の1つとして生計同一証明書が必要となります。(障がいのある方本人が運転される場合は不要です。)自動車税減免のため、障がい者と運転者が生計(生活費)を同じくしていることを証明するものです。

※ 県税事務所・県自動車税事務所では生計同一証明書の有効期限が1か月とされています。発行申請の時期にご留意ください。

●申請に必要なもの

住所区分	在宅 (障がい者と運転者の住民票上の世帯が同じ場合)	在宅 (障がい者と運転者の住民票上の世帯が別の場合)	施設入所者 (住民票の住所に関わらず、入所決定を受けている場合)
障がい者の確認	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳 ※ 手帳を複数所持している場合は、すべてお持ちください。		
運転者の確認	・運転免許証(写しの場合表と裏) ※転入等で、運転免許証の住所の書き換えができていない場合は、新住所を管轄する警察署または免許センターにて住所変更手続をしてからお越しください。住所書き換えができていない場合は受付できません。		
使用目的に応じた添付書類	(1) 身体・知的障がい者の場合 ① 通院証明書 ② 通学証明書(学校長発行) ③ 通所証明書(施設長発行) ④ 通勤証明書(事業主発行) (2) 精神障がい者の場合 ① 自立支援医療受給者証(精神通院)	①~③の参考様式は社会福祉課にあります。	・施設入所者のための自動車使用証明書(施設長発行) ※様式自由
減免対象自動車	自動車車検証(既に車を使用している場合)		
生計を一にしていることの確認書類	生計同一証明書 民生委員の調査書・意見書 ※居住地区の担当民生児童委員に生計を一にしていると証明してもらいます。 ※保険証や税法上の扶養関係が確認できる場合は、不要です。		常時介護証明書 ・自動車運行計画書 ・証明書 ・誓約書 (社会福祉課の窓口に備え付けています。)

(6) 預貯金利子等の非課税(マル優・特別マル優)

【窓口】各銀行等の金融機関

障がいのある方を対象に預貯金や国債の利子等が非課税になる制度があります。銀行等金融機関にて申込手続きが必要です。

●対象者

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

●対象となる貯蓄

預貯金等の元本の合計額が350万円までの利子

国債及び地方債の額面の合計額は350万円までの利子(上記預貯金額と別枠)

※ 詳細は、銀行などの各金融機関(又は税務署)にお問い合わせください。

(7) 事業税の控除

【窓口】中南和県税事務所

重度の視力障がいのある方(失明または両眼の視力が0.06以下の者)が行うあんま、はり、きゅう、その他医業に類する事業について事業税が非課税になります。

※ 詳細は、県税事務所にお問い合わせください。

●お問い合わせ

奈良県中南和県税事務所 〒634-8506 橿原市常盤町605番地の5

(橿原市総合庁舎内 旧県立耳成高校)

【TEL】0744-48-3004(課税第2課、課税係)

(8) バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額

【窓口】税務課(役場本庁舎)

バリアフリー改修工事を行った住宅に対して固定資産税が減額される場合があります。

●対象(障がい者手帳に関する場合)

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

●住宅の要件

- ・ 新築した日から10年以上経過した住宅であること。
- ・ 併用住宅は居住部分の割合が2分の1以上であること。
- ・ 改修した住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ・ 賃貸住宅は対象外。

●改修工事の要件

- ・ 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、手すりの取り付けなど定められたバリアフリー改修工事が行われていること。
- ・ 改修工事に要した費用の額(自己負担額)が50万を超えること。(補助金や障がい者総合支援法・介護保険法の給付等を受ける場合は、これらの額を控除した額が50万円を超えること。)

●申告期限

改修工事完了後 3か月以内

※ 申告には工事明細書や工事前後の写真等が必要になります。

詳細は、税務課にお問い合わせください。

10 公共料金

(1) 鉄道の割引 (JR・近鉄など)

【窓口】JR・近鉄など

●対象者

身体障がい者手帳、療育手帳の所持者

●内容

次の区分に応じて運賃が割引になります。

手帳を提示して乗車券などを購入いただくこととなりますので、詳細は各鉄道会社へお問い合わせください。

下記はJR、近鉄の概要です。

区 分	割引乗車券の種類・割引率	そ の 他
第1種「介護付」手帳 (本人と介護者1人が 共に乗車する場合)	普通乗車券 回数券 定期乗車券 急行券(特別急行券は除く) 本人と介護者 1人まで5割 引	第1種「介護付」手帳所持者が1人で乗車する場合は、片道100kmを超える区間の普通乗車券が5割引。
第2種「単独用」手帳 (本人のみ)	片道100kmを超える区間の 普通乗車券-5割引	12歳未満の第2種「単独用」手帳所持者が介護者と共に利用する場合は、介護者のみ定期乗車券が5割引。

●その他

- ・ グリーン車・特急料金・寝台料金は割引されません。
- ・ 12歳未満の手帳保持者は、小児運賃の5割引です。ただし、小児定期乗車券は割引されません。
- ・ 自動車線の定期乗車券は3割引です。
- ・ 障がい者が通学定期乗車券を購入する場合でも、介護者は、通勤定期乗車券を購入してください。

(2) 奈良県内バスの割引

【窓口】各バス会社

●対象者

身体障がい者手帳所持者、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳(顔写真添付あり)の所持者

●内容

次の区分に応じて運賃が割引になります。

手帳を提示して乗車券などを購入いただくこととなりますので、詳細は各バス会社へお問い合わせください。

下記は奈良交通(株)の概要です。

区 分	割引乗車券の種類・割引率
第1種「介護付」手帳所持者及び 精神障がい者保健福祉手帳(写真有)1級所持者が 介護者と共に乗車する場合	普通乗車券・回数券-5割引 定期乗車券-3割引 ※本人と介護者1人まで割引適用
第2種「単独用」手帳所持者及び 精神障がい者保健福祉手帳(写真有)2級、3級所持者が 単独で乗車する場合	普通乗車券・回数券-5割引 定期乗車券-3割引 ※12歳未満の障がい児が定期乗車券 を使用する場合、共に乗車する介護者1 人まで割引適用

●その他

- ・ 12歳未満の手帳保持者は、小児運賃の5割引です。ただし、小児定期乗車券は割引されません。
- ・ 障がい者が通学定期乗車券を購入する場合でも、介護者は、通勤定期乗車券を購入してください。

(3) 広陵元気号(コミュニティバス)の割引

【窓口】総合政策課(役場本庁舎)

●対象者

身体障がい者手帳所持者、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者とその介護者(1人まで)

●内容

次の区分に応じて運賃が割引になります。手帳又はミライロID(スマートフォンアプリ)を提示して運賃をお支払いください(回数券を購入される際にも手帳等をご提示ください)。

広陵町元気号中央幹線	基本運賃	近鉄高田駅乗降運賃	回数券(11枚綴) 中央幹線・のるーと広陵元気号 共通
大人(中学生以上)	100円	200円	1,000円
小児(小学生以下)	50円	100円	500円
同伴者のいる未就学児	無料	無料	
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者とその介護者(1人まで)	50円	100円	500円

のるーと広陵元気号	基本運賃	アプリ予約割
大人(中学生以上)	300円	270円
70歳以上	200円	180円
小児(小学生以下)	150円	150円
未就学児	無料	無料
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者とその介護者(1人まで)	150円	150円

(4) タクシー運賃の割引(全国共通)

【窓口】各タクシー事業者

●対象者

身体障がい者手帳、療育手帳の所持者

●内容

タクシー運賃が1割引になります。利用される方は、乗車の際に必ず手帳を乗務員に提示してください。

※ 各タクシー事業者により内容が異なります。詳細は、各事業者にお問い合わせください。

(5) タクシー基本料金の助成

【窓口】社会福祉課

●対象者

身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A1・A2(A)の所持者

●内容

重度の障がい者・児の生活の行動範囲拡大のため、1年間24回を限度に福祉タクシー利用券を交付し、料金の一部を助成します。タクシー運賃の1割引との併用も可能ですが、利用できるタクシー会社は決まっています。

●申請に必要なもの

- ・ 身体障がい者手帳又は療育手帳

(6) 航空運賃の割引(国内線)

【窓口】航空会社

●対象者

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

●内容

航空券販売窓口にて手帳の提示により航空運賃が割引になります。

※ 割引適用の有無、事前手続の有無、割引率等、各航空会社(国内線)により異なります。詳細は、各航空会社にお問い合わせください。

(7) 有料道路・一般自動車道通行料の割引

【窓口】社会福祉課

有料道路及び一般自動車の通行料金が半額になります。

事前に社会福祉課にて割引のための自動車登録手続をしておく必要があります。

●対象者

身体障がい者手帳、療育手帳A1・A2(A)の所持者

① 第1種「介護付」手帳所持者

② 第2種「単独用」手帳所持者

〔障がい者本人、又は介護者が運転する場合。〕

〔障がい者本人が運転する場合。ただし、療育手帳B1・B2(B)所持者を除く。〕

〈手帳の記載イメージ〉

(1種)

道路 介護	一 年 一 月 日 まで
----------	--------------

(2種)

道路	一 年 一 月 日 まで
----	--------------

●対象となる自動車

- ・ 登録できる(軽)自動車は障がい者1人につき1台です。
- ・ 本人又は親族などが所有する個人名義の自動車(所有権留保車の場合は、自動車検査証等の「使用者」欄に本人などの個人名が記載されていること。)

※ レンタカー、営業用の自動車、タクシーなどは対象外です。

●申請に必要なもの

ETCを利用(登録)する場合	<ul style="list-style-type: none">・ 身体障がい者手帳又は療育手帳・ 自動車車検証・ 運転免許証(第2種「単独用」の手帳所持者のみ。)・ ETCカード(障がい者本人名義のもの。障がい者が18歳未満で第1種の手帳の場合、親権者等の名義でも可)・ ETC車載器管理番号が確認できるもの(ETCセットアップ証明書等)
ETCを利用(登録)しない場合	<ul style="list-style-type: none">・ 身体障がい者手帳又は療育手帳・ 自動車車検証・ 運転免許証(第2種「単独用」の手帳所持者のみ。)

●その他

- ・ 有効期限がありますのでご注意ください。更新手続は、有効期限の2か月前からできます。
- ・ 車やETCカードを変更される場合は、変更手続が必要となり、手続されないと割引は適用されません。
- ・ 変更手続及び更新手続に必要なものは、新規申請と同じですので、上記の必要なものをご持参うえ、社会福祉課へお越しください。

●お問い合わせ

<申請手続について> 【TEL】0745-55-6771 (社会福祉課)

<制度上の問い合わせ先> 【TEL】045-477-1233 【FAX】045-474-1110 (有料道路ETC割引登録係)

(8) NHK放送受信料の減免

【窓口】 社会福祉課
NHK奈良放送局営業部

●内容

半額免除と全額免除があり、対象者は次のとおりです。

	対象者	手続に必要なもの
全額免除	身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の所持者の属する世帯で、その構成員全員が市町村民税非課税の場合	・身体障がい者手帳、療育手帳 又は精神障がい者保健福祉手帳 ・世帯構成員全員分の市町村民税非課税を確認できるもの(※)
半額免除	① 契約者が聴覚又は視覚障がい者で世帯主	・身体障がい者手帳、療育手帳 又は精神障がい者保健福祉手帳 ・印鑑
	② 契約者が身体障がい者手帳1・2級で世帯主	
	③ 契約者が療育手帳A1・A2(A)で世帯主	
	④ 契約者が精神障がい者保健福祉手帳1級で世帯主	

※ 課税状況を確認することに同意をいただける方は、市町村民税非課税証明書等を省略できます。

ただし、転入の方等、1月1日現在(申請月が1月から6月の間は前年の1月1日現在)に町内に住所がなかった方は、転入前の市町村の非課税証明書等が必要です。

●お問い合わせ

<申請手続について>【TEL】0745-55-6771 (社会福祉課)

<NHK放送受信料について>【TEL】0742-30-0500 (NHK奈良放送局営業部)

(9) 携帯電話の障がい者割引

【窓口】各携帯電話会社

●対象者

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

●内容

申請により基本使用料等の割引があります。割引の有無・内容は各会社により異なります。

(10) 電話番号の無料案内

【窓口】NTT西日本ふれあい案内担当

●対象者

- ① 視覚障がい1～6級
- ② 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1・2級
- ③ 療育手帳所持者
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳所持者

●内容

事前登録することによりNTT電話番号案内(104)が無料をご利用できます。

●お問い合わせ

NTT西日本ふれあい案内担当 【TEL】0120-104-174

(11) 点字郵便物などの無料扱い

【窓口】各郵便局

点字の郵便物などの郵便料が無料になる場合があります。詳細は、郵便局へお問い合わせください。

11 意思の疎通が困難な方のためのコミュニケーション支援

(1) 意思疎通支援事業

【窓口】 広陵町社会福祉協議会

聴覚障がい者等のコミュニケーションを円滑にするために、意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)を派遣します。

※ 詳細については、広陵町社会福祉協議会へお問い合わせください。

(2) 中途失明者等生活訓練事業

【窓口】 社会福祉課(実施主体は奈良県)

指導員を対象者の家庭に派遣し、必要な助言・指導、自立生活に必要な歩行訓練及びコミュニケーション訓練などを行う生活訓練事業を県が実施します。人数に制限がありますので、新規の方が優先されます。(申請時期は、例年5月から6月頃、町の広報「こうりょう」でお知らせします。)

●対象者

在宅の重度の視覚障がい者

(3) 声の広報の発行

【窓口】 総合政策課デジタル推進室(役場本庁舎)

町の広報「こうりょう」の録音版を発行し、希望者に送付します。希望される場合は、総合政策課デジタル推進室(広報担当)へお問い合わせください。

(4) 入院時コミュニケーション支援事業

【窓口】 社会福祉課

意思の疎通が困難な方が医療機関に入院した場合にコミュニケーション支援員を派遣します。ただし、利用時間には制限があります。利用料は、無料です。

●対象者 ※未就学児は、対象外です。

- ・ 身体障がい者手帳1・2級
- ・ 療育手帳A1・A2
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳1級

(5) メール110番・FAX110番(事件・事故)

【窓口】奈良県警察本部

聴覚や言語に不自由がある等のため電話を使えない方が警察に電子メールやFAXで緊急通報(110番)できる制度です。(奈良県内の事件・事故に限られます。)詳細は、奈良県警にお問い合わせください。

<メール110番>

携帯電話やパソコン(インターネット)の電子メールで奈良県警に緊急通報できます。

*メールアドレスは、「110@police.pref.nara.jp」
(緊急時に備えてメールアドレスを登録しておきましょう)

<FAX110番>

FAXを使って奈良県警に緊急通報できます。

*奈良県警本部 【FAX】0742-27-1110

●お問い合わせ

奈良県警察本部通信指令課 〒630-8578 奈良市登大路町80

【TEL】0742-23-0110 【FAX】0742-27-1110

(6) NET119緊急通報システム・FAX119番(救急・火災)

【窓口】奈良県広域消防組合消防本部

聴覚や言語に不自由がある等のため電話を使えない方が消防にメールやFAXで緊急通報(119番)できる制度です。(奈良県内の救急・火災に限られます。)詳細は、消防組合にお問い合わせください。

<NTT119>

スマートフォンや携帯電話のメールで奈良県広域消防組合消防本部(通信指令センター)に緊急通報できます。

※事前に登録が必要です。

<FAX119番>

FAXを使って奈良県広域消防組合に緊急通報できます。

所定の通報用紙を利用して、FAX番号119(局番なし)に送信

*奈良県広域消防組合管内(奈良市・生駒市を除く奈良県県下全域)で利用可能です。

●お問い合わせ

奈良県広域消防組合 消防本部通信指令センター 〒634-0816 橿原市慈明寺町149-3

【TEL】0744-26-0115 【FAX】0744-46-9175

12 社会参加・サービス

(1) 駐車禁止規制の除外指定車標章の交付

【窓口】香芝警察署

障がい者が自ら運転する車及び介護者が障がい者を同乗させる車で「駐車禁止除外指定車標章」を掲示しているものは、駐車禁止規制の適用が除外されます。ただし適用が除外されるのは、公安委員会が駐車を禁止した場所に限られます。

※タクシーや他の方の車両に乗車する場合にも利用できることから、車両を所有していない方でも標章の交付が受けられます。

●対象者

障がいの区分		障がいの等級	
身体障がい	視覚	1～3級及び4級の1(※1)	
	聴覚	2・3級	
	平衡機能	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2(※2)	
	下肢不自由	1～4級	
	体幹不自由	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢機能	1・2級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)
		移動機能	1～4級
	心臓機能	1・3級	
	じん臓機能	1・3級	
	呼吸器機能	1・3級	
	ぼうこう又は直腸機能	1・3級	
	小腸機能	1・3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1・3級	
肝臓機能	1～3級		
知的障がい		A1・A2(A)	
精神障がい		1級	

※1 「視覚障がい4級の1」とは、「両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの」をいいます。

※2 「上肢不自由2級の1」とは、「両上肢の機能の著しい障がい」をいいます。

「上肢不自由2級の2」とは、「両上肢のすべての指を欠くもの」をいいます。

●申請に必要なもの

- ・ 申請書(奈良県警察ホームページからもダウンロードできます。)
- ・ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ・ 更新時は、現在お持ちの駐車禁止除外指定車標章
- ・ 代理申請される場合、申請者の運転免許証等身分が確認できるもの等が必要になることがありますので、事前に警察署へお問い合わせください。

※ 障がい者本人の住所地を管轄する警察署で申請してください。

●お問い合わせ

香芝警察署 〒639-0245 香芝市畑2-1474-1 【TEL】0745-71-0110

(2) 奈良県おもいやり駐車場制度

【窓口】奈良県地域福祉課

公共施設や民間店舗などに整備されている、車いす使用者や高齢者など移動に配慮が必要な方のための 駐車場(「ゆずりあい駐車区画」又は「車いす優先駐車区画」)を、利用証の交付を受けることにより利用できます。

- ※ 「奈良県おもいやり駐車場制度」の駐車場には、対象区画を示す看板や、ステッカー等が掲示されています。
- ※ 当制度の利用証は、奈良県内のおもいやり駐車場設置施設のみならず、他府県の設置施設を利用する際にも、使うことができます。また、奈良県内の設置施設を、他府県の利用証をお持ちの方も利用することができます。
- ※ 利用証は「奈良県おもいやり駐車場」の利用を保証するものではありません。台数が限られている場所で、満車の際には利用証を持っていても駐車できない場合もあります。
- ※ この利用証は、道路交通法による駐車禁止区域に駐車できるようになるものではありませんので、ご注意ください。

●対象者区分

障がいの区分		ゆずりあい駐車区画利用証	車いす優先駐車区画利用証	申請に必要な書類	利用証有効期間	
身体障がい	視覚	4級以上	-	身体障がい者手帳	5年間	
	聴覚	3級以上	-			
	平衡機能	5級以上	-			
	上肢機能	2級以上	-			
	下肢機能	6級以上	2級以上			
	体幹機能	5級以上	2級以上			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢機能	2級以上			-
		移動機能	6級以上			-
	心臓機能	4級以上	-			
	じん臓機能	4級以上	-			
	呼吸器機能	4級以上	-			
	ぼうこう又は直腸機能	4級以上	-			
	小腸機能	4級以上	-			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	4級以上	-			
肝臓機能	4級以上	-				
知的障がい	A1・A2(A)	-	療育手帳			
精神障がい	1級	-	精神障がい者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者 指定難病特定医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	-	特定疾患医療受給者 指定難病特定医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者			
要介護高齢者	要介護1~5	要介護3~5	精神障がい者保健福祉手帳			
妊産婦	産後3か月まで	-	母子健康手帳	産後3か月まで		
けが人	けが等により一時的に移動に配慮が必要な方	車いす使用が必要な旨記載された診断書等	医師の診断書・意見書等及び本人確認書類(運転免許証、保険証等)	必要と認める期間(1年以内)		
その他	上記以外で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	車いす使用が必要な旨記載された診断書等				

●**その他申請に必要なもの**

- ・ 申請書(奈良県警察ホームページからもダウンロードできます。)
- ・ 返信用切手140円分(郵送による申請の場合。)

●**交付申請**

<郵送による申請>

奈良県地域福祉課 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30 【TEL】0742-27-8503

<持参による申請>

奈良県地域福祉課(上記に同じ)

中和福祉事務所 〒634-8506 橿原市常盤町605-5(橿原総合庁舎内 旧県立耳成高校)
【TEL】0744-48-3020

(3) 自動車運転免許取得費の助成

【窓口】社会福祉課

自動車運転免許の取得に要した費用(教習料や検定料など)の一部を助成します。

●対象者(いずれにも該当する方)

- ・ 町内に3か月以上住所を有している方。
- ・ 肢体不自由又は聴覚言語機能障がいにより身体障がい者手帳を交付されていて、その障がいのために運転免許証に条件が付されている方。
- ・ 運転免許証の交付日から6か月以内に申請する方。

●申請に必要なもの

- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 運転免許証
- ・ 教習費の納入を証する書類の写し
- ・ 振込先のわかるもの

(4) 自動車改造費の助成

【窓口】社会福祉課

操行装置及び駆動装置などの改造に要する経費の一部を助成します。(限度額 100,000円)

※所得制限があります。

●対象者(いずれにも該当する方)

- ・ 町内に3か月以上住所を有している方。
 - ・ 身体障がい者手帳(上肢、下肢、体幹の1・2級)で交付されている方
 - ・ 身体障がい(上肢、下肢、体幹の1・2級)のため、運転免許証に条件が付されている方
 - ・ 就労などに伴い、自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある方
 - ・ 再度申請される場合は、前回の自動車改造費補助金を受けてから、5年経過している方
- ※ 所得制限があります。

●申請に必要なもの

※ 改造経費を支払った日から6か月以内に申請してください。

- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 運転免許証
- ・ 自動車検証
- ・ 改造を行う業者の見積書及び領収書
- ・ 振込先のわかるもの。
- ・ 前年の所得を証明する証票など

※ 町で課税状況が確認できる場合で町による調査に同意いただける方は、所得を証明する書類を省略できます。

(5) 補助犬の貸与事業(盲導犬、介助犬、聴導犬) 【窓口】社会福祉課(実施主体は奈良県)

障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、県が補助犬を貸与します。(申請時期は例年5月から6月頃、町の広報「こうりょう」でお知らせします。)

●対象者

- 【盲導犬】視覚障がい1級
- 【介助犬】肢体不自由1・2級
- 【聴導犬】聴覚障がい2級

●貸与条件

それぞれの補助犬についての、次の条件を満たす方が対象となります。

- ① 18歳以上で、県内に1年以上居住している方
- ② 補助犬を使用することにより就労等社会活動への参加の促進に効果があると認められる方
- ③ 所定の訓練を受け、本人又は世帯において補助犬を適切に管理することができる方
- ④ 障がい者支援施設又はこれに類する施設に入所していない方
- ⑤ 自己の所有にかかる家屋以外の家屋に居住する者にあつては、その家屋の所有者又は管理者から補助犬の飼育についての承諾を得ることができる方

(6) 車いす対応福祉車両・車いす・介護ベッドの貸出 【窓口】広陵町社会福祉協議会

町内にお住まいの方に、車いす対応福祉車両・車いす・介護ベッドの貸出しを行っています。

●内容

- ・ 通院や社会活動の移動手段として、車いすのまま乗降できる福祉車両の貸出しを行っています。(当日限り)
- ・ 車いすの貸出期間は、最長3か月です。
- ・ 介護ベッドの貸出期間は、最長6か月です。
- ※ 車いす、介護ベッドの貸出しについて、介護保険制度の福祉用具貸与が適用される方は対象外です。
- ※ 詳細については、広陵町社会福祉協議会へお問い合わせください。

(7) 理美容サービス

【窓口】社会福祉課

在宅で寝たきりの重度身体障がい者のため、町内の委託理美容師が訪問し、理容及び美容サービスを行います。

●対象者

- 在宅の重度障がい者(身体障がい者手帳1・2級)の寝たきり等のため理美容所において理美容を受けられない方
- ※ 介護保険制度の対象の方は介護保険の同内容のサービスを利用してください。詳細は、介護福祉課へ問い合わせください。

●内容

年2回の利用券を支給します。

●申請に必要なもの

- ・ 身体障がい者手帳

(8) 布団丸洗いサービス

【窓口】社会福祉課

在宅で寝たきりの重度身体障がい者のため、布団の丸洗いサービスを行います。

●対象者

在宅の重度障がい者（身体障がい者手帳1・2級）の寝たきりの方

※ 介護保険制度の対象の方は介護保険の同内容のサービスを利用してください。詳細は、町介護福祉課へお問い合わせください。

●内容

年2回の利用券を支給します。

●申請に必要なもの

- ・ 身体障がい者手帳

(9) 日常生活自立支援事業

【窓口】広陵町社会福祉協議会

知的障がい者、精神障がい者、認知症、高齢者等で判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用援助や日常生活に必要な金銭管理などの支援を行います。

※ 詳細については、広陵町社会福祉協議会へお問い合わせください。

(10) 心身障がい者扶養共済制度

【窓口】社会福祉課（実施主体は、奈良県）

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

※ 詳細は、別途パンフレットがあります。

(11) 青い鳥郵便はがきの無償配布

【窓口】日本郵便株式会社

例年、日本郵便株式会社が通常郵便はがき（20枚）を無料で配布しています。

希望される場合は、最寄りの郵便局（簡易郵便局を除く）に障がい者手帳を提示して申し込んでください。

●対象者

- ・ 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A1・A2（A）

●受付期間

例年4月1日から5月31日まで

(12) 町営住宅の入居

【窓口】都市整備課(役場本庁舎)

町営住宅について、空家があれば、入居者の募集・抽選をします。

●対象者(次のすべての要件を満たす方)

- ① 夫婦(指定入居日から3か月以内に婚姻予定の方)又は親子を主体とした家族であるか、単身の場合は下記の要件のいずれかに該当する場合。(ただし、常時介護を必要とされる方は、単身での申込みは不可。)
 - ・ 申込日時点で、満60歳以上の方
 - ・ 身体障がい者手帳1～4級の交付を受けている方
 - ・ 療育手帳の交付を受けている方
 - ・ 精神障がい者保健福祉手帳(障がい程度1～3級)の交付を受けている方
 - ・ 戦傷病者手帳(特別項症～第6項症又は第1款症)の交付を受けている方
 - ・ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
 - ・ 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内)
 - ・ 厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
 - ・ 生活保護受給者
 - ・ DV被害者
- ② 町内に3ヶ月以上在住している方、又は勤務場所がある方
- ③ 持ち家がなく、住宅に困窮している方
- ④ 収入が基準月額以下であること。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 申込者及び同居予定者が暴力団員でないこと。

●募集時期

当該住宅に空家があれば募集します。

※ 詳細は、募集時の「町営住宅入居申込案内」で確認してください。

(13) 県営住宅の入居優遇

【窓口】奈良県営住宅管理事務所

身体障がい者等で住宅に困っている方のために、県営住宅に専用の枠を設け募集を行っています。(所得制限などがあります。)

●対象者(次のすべての要件を満たす方)

県内に住所又は勤務先のある方で、かつ住宅に困窮されている方(持ち家でない方)のうち下記の要件のいずれかに該当する方

- ① 身体障がい者手帳4級以上で主として生計を維持している方
- ② 身体障がい者手帳2級以上の方、又はこの方と現に同居、もしくは同居しようとする方
- ③ 申込者本人又は現に同居し、もしくは同居しようとする親族の中に次のいずれかに該当する方がおられる場合
 - (ア) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (イ) 療育手帳の交付を受けている方

●募集時期

空家がある場合において、年4回(5月・8月・11月・2月)の定期

●お問い合わせ

奈良県営住宅管理事務所 〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1(郡山総合庁舎内)
【TEL】0743-51-2615(直通)

13 貸付

(1) 生活福祉資金の貸付

【窓口】広陵町社会福祉協議会

低所得者、障がい者、高齢者の世帯に対し、経済的な自立や安定した生活を支援するために資金の貸付けを行っています。この貸付けは、奈良県社会福祉協議会が実施主体です。

※ 詳細については、広陵町社会福祉協議会へお問い合わせください。

14 その他

(1) 障がい者の範囲

【窓口】社会福祉課

障がい者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等が含まれます。

対象となる方は、障がい者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援※が受けられます。

対象疾病の一覧は、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

※障がい者・障がい児は、障がい福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業の一部（障がい児は、障がい児通所支援と障がい児入所支援も含む。）

● 手続

- ・ 対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書もしくは特定疾患医療受給者証）を持参し、社会福祉課でサービスの利用を申請してください。
- ・ 障がい支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。
- ・ 詳細は、社会福祉課にお問い合わせください。

(2) ヘルプマーク・ヘルプカードについて

【窓口】社会福祉課

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

また、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載できるヘルプカードは、援助や配慮を必要としている方々が、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に援助や配慮を求めるためのものです。

それぞれの配布は、社会福祉課で行っています。

● 対象者

援助や配慮を必要とする方でヘルプマーク・ヘルプカードを希望する方

問い合わせ先一覧

(1) 広陵町役場 本庁 (代表電話のみ:0745-55-1001 FAX:0745-55-1009)

(2) 広陵町総合保健福祉会館さわやかホール

(各課共通 代表電話:0745-55-4010 FAX:0745-54-5324)

部署名	TEL
社会福祉課	0745-55-6771
介護福祉課	0745-54-6663
地域包括支援センター	0745-54-6663
こども課	0745-55-6820
認定こども園準備室	0745-55-6820
子育て総合支援課	0745-55-6119
けんこう推進課(保健センター)	0745-55-6887

団体名	TEL	FAX
広陵町社会福祉協議会	0745-55-8300	0745-55-6585

(3) その他問い合わせ先(順不同)

団体名	TEL	FAX
奈良県障がい者権利擁護センター	0742-27-8516	0742-22-1814
奈良県障がい者相談窓口	0742-27-8088	0742-27-8088
相談支援センター どんぐり	0745-78-5543	0745-78-6182
社会福祉法人 青垣園	0745-53-2525	0745-22-2820
生活支援センター なっつ	0745-23-7214	0745-23-8082
相談支援センターふわら	070-2329-3712	0745-55-3395
奈良県身体障がい者更生相談所・知的障がい者手更生相談所	0744-32-0210	0744-32-0650
奈良県精神保健福祉センター	0744-47-2251	0744-42-1603
奈良県高次脳機能障がい支援センター	0744-32-0205	0744-32-0334
奈良県中和保健所	0744-48-3038	0744-47-2315
高田こども家庭相談センター	0745-22-6079	0745-23-5527
ハローワーク大和高田(大和高田公共職業安定所)	0745-52-5801	0745-53-4181
なら中和障がい者就業・生活支援センター(ブリッジ)	0744-23-7176	0744-23-7176
奈良県障がい者110番ホットラインほほえみ	0744-29-0150	0744-29-0151
奈良弁護士会	0742-22-2035	0742-23-8319
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート奈良支部	0742-22-6707	0742-22-6678
奈良地方裁判所 葛城支部 葛城簡易裁判所	0745-53-1774	

奈良県発達障がい支援センター「でいあー」	0744-32-8760	0744-32-8761
奈良県重症心身障がい者支援センター	080-7042-9539	
産科医療補償制度コールセンター	0120-330-637	
奈良県心身障がい者歯科衛生診療所	0744-29-0115	0744-29-0116
大和高田年金事務所	0745-22-3531	0745-22-8638
葛城税務署	0745-22-2721	
奈良県自動車税事務所 自動車税第一課	0743-51-0081	0743-54-3232
奈良県中南和県税事務所 高田窓口センター	0745-51-8100	
奈良県中南和県税事務所 課税第2課 課税係	0744-48-3004	
有料高速道路ETC割引登録係	045-477-1233	045-474-1110
NHK奈良放送局 営業部	0742-30-0500	
NTT西日本 ふれあい案内担当	0120-104-174	
奈良県警本部 通信指令課	0742-23-0110	0742-27-1110
奈良県広域消防組合消防本部 通信指令センター	0744-26-0115	0744-46-9175
奈良県広域消防組合 広陵消防署	0745-55-4123	0745-55-4124
香芝警察署	0745-71-0110	
奈良県地域福祉課	0742-27-8503	
奈良県中和福祉事務所	0744-48-3020	
奈良県営住宅管理事務所	0743-51-2615	

● 広陵町 けんこう福祉部 社会福祉課 (広陵町総合保健福祉会館さわやかホール)

〒635-0821 北葛城郡広陵町大字笠161番地2
広陵町総合保健福祉会館 さわやかホール内
TEL(直通):0745-55-6771 FAX:0745-54-5324

● 広陵町役場(本庁)

〒635-8515 北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
TEL(代表):0745-55-1001 FAX:0745-55-1009

受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日・年末年始は休み)
広陵町ホームページ <http://www.town.koryo.nara.jp>